

袋井市 地域福祉推進計画

(第5次袋井市地域福祉計画・第5次袋井市地域福祉活動計画)

【案】

令和7年12月

袋井市

社会福祉法人 袋井市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画策定のポイント	5
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	9
第2章 袋井市の地域福祉を取り巻く状況	10
1 地域福祉を取り巻く国や社会の動向	11
2 袋井市の現状	12
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	21
2 計画の体系	22
第4章 施策の展開	24
基本目標1 地域共生のための意識づくり	25
基本目標2 地域共生のための地域づくり	34
基本目標3 福祉の基盤づくり	49
第5章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	67
2 計画の評価・進捗管理	67
3 指標一覧	68
資料編	69
1 用語解説	70
2 令和6年度 袋井市地域福祉に関する市民意識調査	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯や共働き世帯、外国人市民等の増加などにより、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の状態にある人の増加が問題となっています。

また、地域のつながりが希薄化する中、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、海外にルーツをもつ子どもの教育など、福祉課題は多様化・複合化しており、その結果、適切な支援に結びつかず深刻化する事例が増えてきています。

このような課題を解決するために、分野別の支援の枠組みを越えて包括的に支援する体制を構築するとともに、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが役割や生きがいを持って地域で活躍し、地域全体で人と人が支え合う地域共生社会の実現が求められています。

こうした中、平成29年に社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、市町村は地域住民と支援関係機関との相互協力により、地域福祉課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

そして、袋井市（以下、「本市」という。）及び袋井市社会福祉協議会は、互いに助け合い、支え合うことで、誰もが自分らしく地域で生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、令和3年3月に「袋井市地域福祉推進計画（第4次袋井市地域福祉計画・第4次袋井市地域福祉活動計画）（以下、「第4次計画」という。）を策定しました。

この第4次計画のもと、「ふれあい・支え合い みんなで創ろう共生の輪～支え合い 助け合おう 8万8千 一つの家族～」を基本理念に掲げ、包括的な支援体制の構築を進め、市民との協働により地域福祉課題を互いに解決する地域づくりを推進してきました。

このたび、第4次計画の期間が令和7年度に終了するにあたり、国の動向や社会情勢の変化、市民ニーズの変化、そして、これまでの取組を踏まえ、本市の目指す地域福祉の姿や多様な主体が取り組むべき方向性を示す計画として、新たに「袋井市地域福祉推進計画（第5次袋井市地域福祉計画・第5次袋井市地域福祉活動計画）を策定します。

2 計画策定のポイント

(1) 地域福祉の考え方

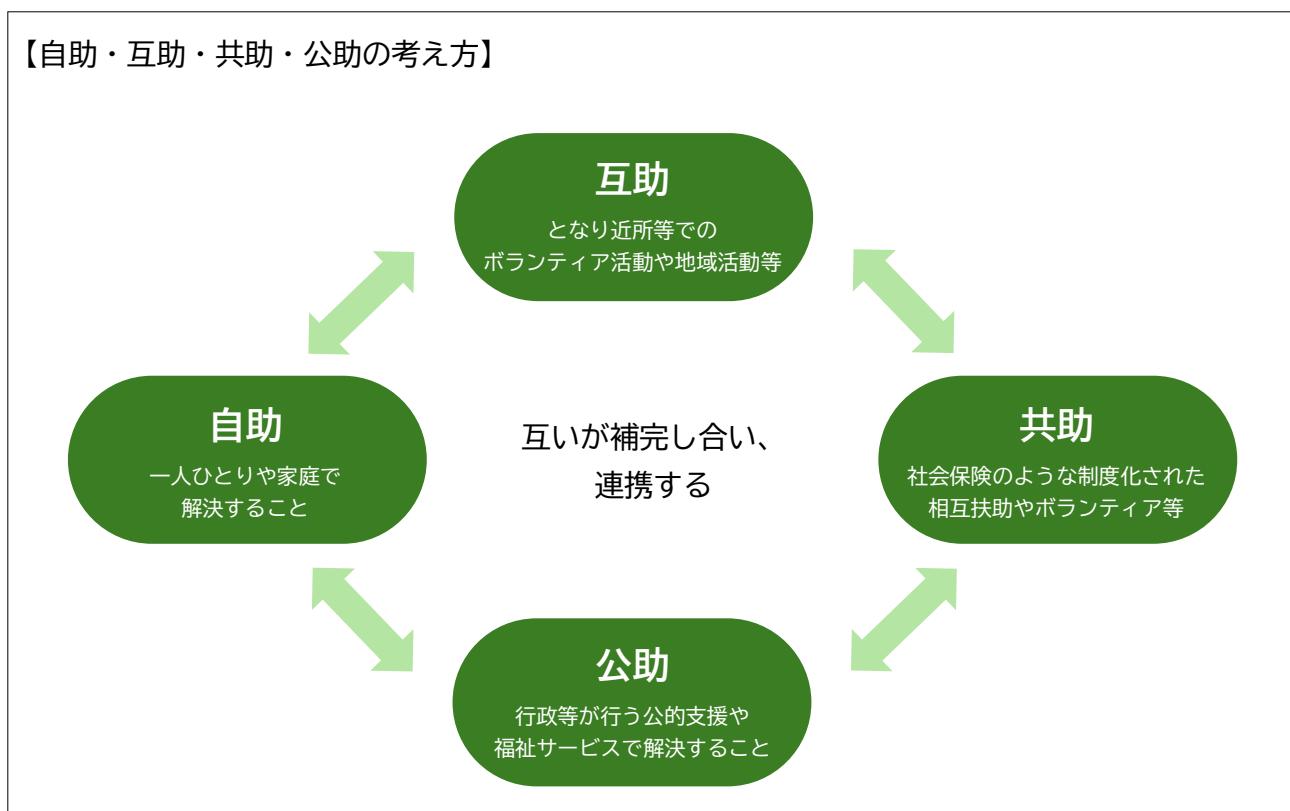
「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無にかかわらず安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、住民同士が互いに助け合うことのできる関係やそのための仕組みをつくることです。

地域福祉を推進すると、普段の生活の中で感じるちょっとした不安や困りごとを、地域の協力や事業所、行政等との関係性の中で解決することができ、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域住民による支え合いが必要です。

下図のように、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、住民・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、福祉課題の多様化・複合化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本計画の推進にあたり、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、本市の地域福祉施策を展開します。

【持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標】



3 計画の位置け

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき設置・活動を行っている社会福祉協議会を中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

【社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（2）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

第4次計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、市民、社会福祉協議会、行政それぞれの主体が役割を担い、連携しながら地域福祉施策を進めてきました。

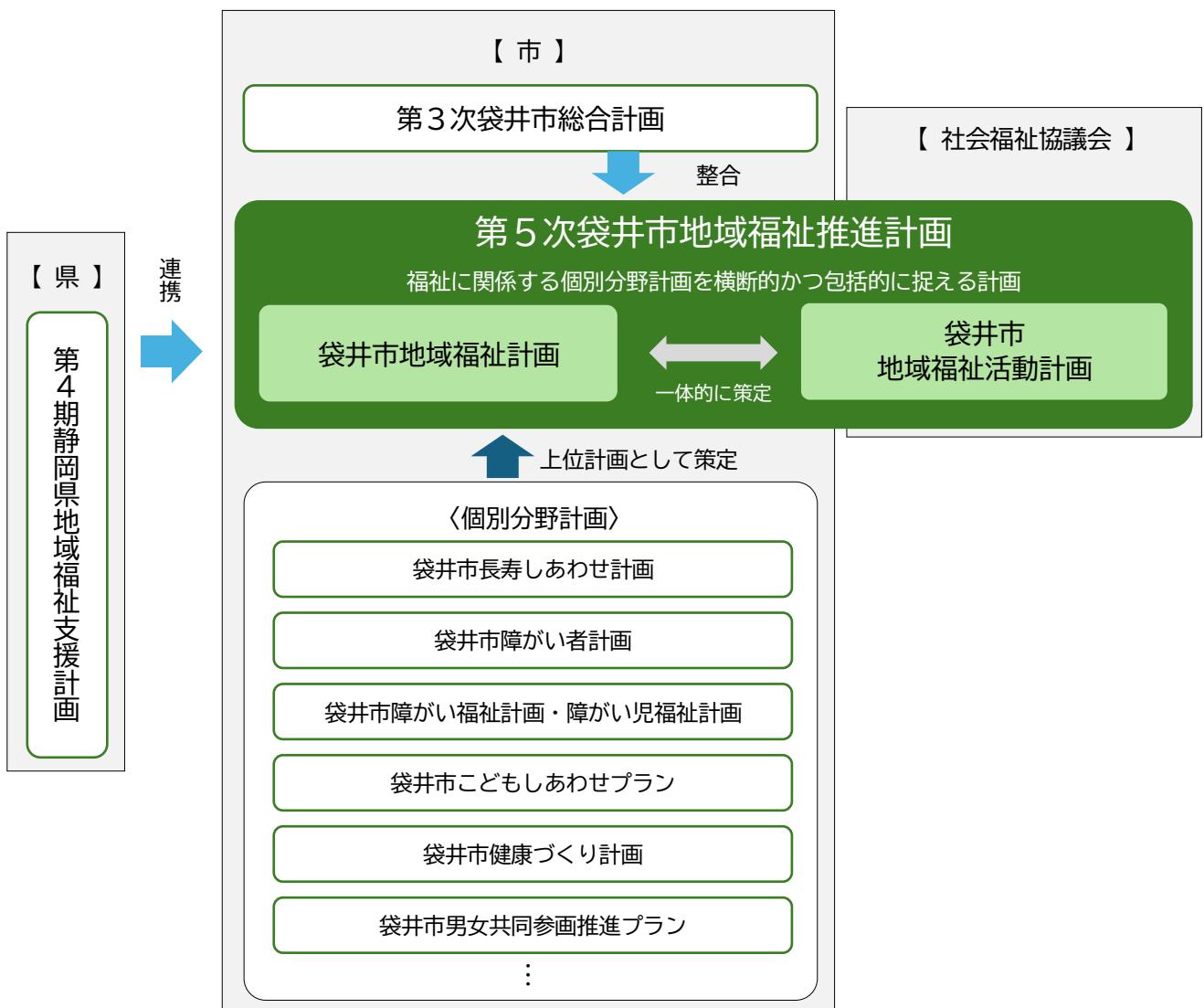
地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性についてみると、地域福祉計画は地域福祉の理念や仕組みを示し、それに沿って地域福祉活動計画で市内の様々な現場で行う具体的な取組を示すというように、両計画はいわば車の両輪の関係にあります。

本計画においても、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、理念や仕組み、具体的な取組を共有しながら、地域福祉を前に進め、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 本市の各種計画との関係性

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「第3次袋井市総合計画」の下位計画として位置づけ、整合を図ります。

また、袋井市こどもしあわせプラン、袋井市長寿しあわせ計画（第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画）、袋井市第4次障がい者計画、袋井市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画等の各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。



(4) 内包する計画の法的根拠

1 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」

2 再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」

3 人権啓発推進計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に規定する人権教育及び人権啓発に関する施策

4 計画の期間

本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
総合計画	第2次				第3次		
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第4次		第5次			第6次	
こどもしあわせプラン		第1期			第2期		
長寿しあわせ計画	第9期		第10期		第11期		
障がい者計画		第4次			第5次		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第7期 第3期		第8期 第4期		第9期 第5期		
健康づくり計画		第3次					
男女共同参画 推進プラン	第4次		第5次		第6次		

第2章 袋井市の地域福祉を取り巻く状況

1 地域福祉を取り巻く国や社会の動向

(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の開始

令和4年には令和8年度までを工程期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これは、第一期での課題を踏まえ、本人の尊厳と地域参加を支える権利擁護支援を強化するものです。具体的には、成年後見制度の利用促進に加え、意思決定支援の取組を進めため、地域連携ネットワークのさらなる充実が求められています。

(2) 孤独・孤立対策推進法の施行

深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年に施行されました。「孤独・孤立に悩む人を誰1人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人ととの『つながり』が生まれる社会」を目指し、地方公共団体においては、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くように努めるものとされています。

(3) 改正児童福祉法、こども基本法、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行

令和5年に施行された「こども基本法」は、全ての子どもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的に推進することを目的としています。

これに伴い、改正児童福祉法や子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律などが施行されました。これらの法律改正の柱の一つが、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化です。

具体的には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、市町村に「こども家庭センター」の設置が求められるなど、ライフステージを通じた支援に取り組むことが求められています。

(4) 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行

令和6年に一部改正された生活困窮者自立支援法は、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を柱としています。これにより、生活困窮者の多様な課題に対応し、自立に向けた包括的な支援を強化することを目指しています。

(5) 認知症基本法の施行

令和6年には認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行されました。認知症の人を含めた誰もが、その個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)を実現することを目的としています。

2 袋井市の現状

本市の高齢化率は、25.5%（令和6年度）と県内で2番目に「若いまち」ですが、65歳以上の人 口が占める割合が年々増加しています。本市においても少子高齢化が進行し、高齢者だけで構成さ れている世帯やひとり暮らし高齢者世帯が年々増加しています。

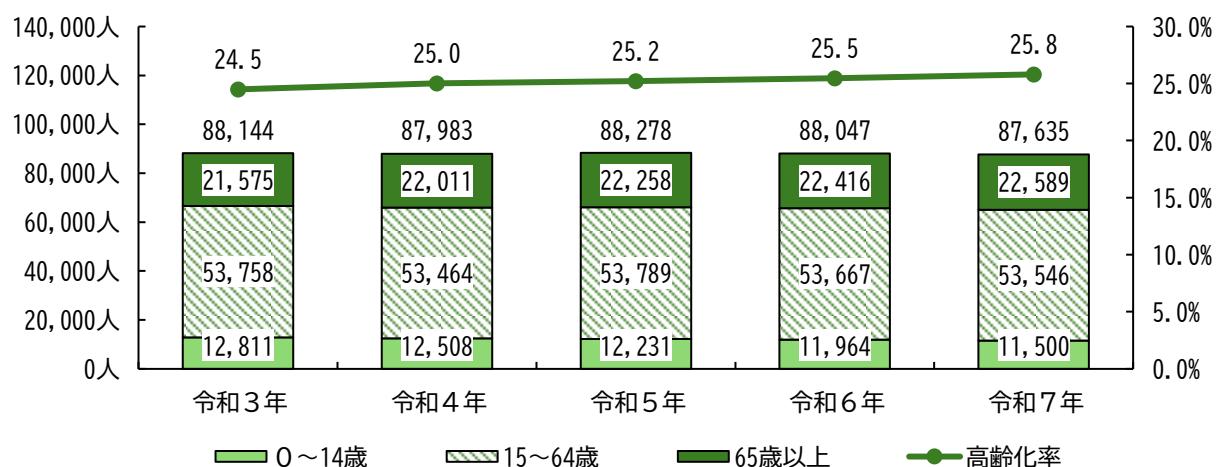
また、コロナ禍を機に、主に経済的に困窮する市民からの相談も増えている現状がありセーフ ティネットとしての行政の役割が求められています。

一方で市の財政については、高齢化の進展等に伴い扶助費が増加し、市全体の予算も硬直化して いる現状があり、持続可能な安定した福祉サービスの提供に向けて財源の確保と給付の適正化が求 められています。

（1）年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和7年には87,635人と減少局面に突入し ています。年齢3区分別でみると、0～14歳、15～64歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の 人口は増加傾向にあります。

【年齢3区分別人口の推移】

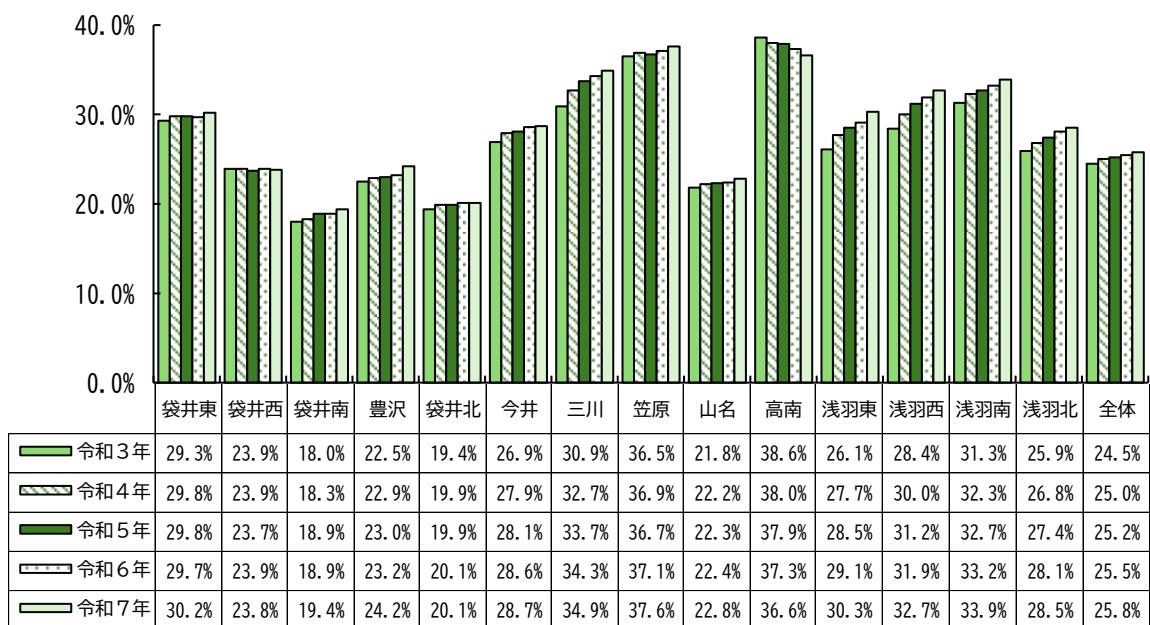


出典資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 地域別高齢化率の推移

地域高齢化率は、多くの地域において前年に比べ上昇しています。特に、三川、笠原、高南、浅羽西、浅羽南地域では、高齢化率が県全体の30.7%を上回っています。一方で、袋井西、袋井南、袋井北、山名地域などは、高齢化率が20%前半であり、市内においても高齢化率に大きな違いがあります。

【地域別高齢化率の推移】

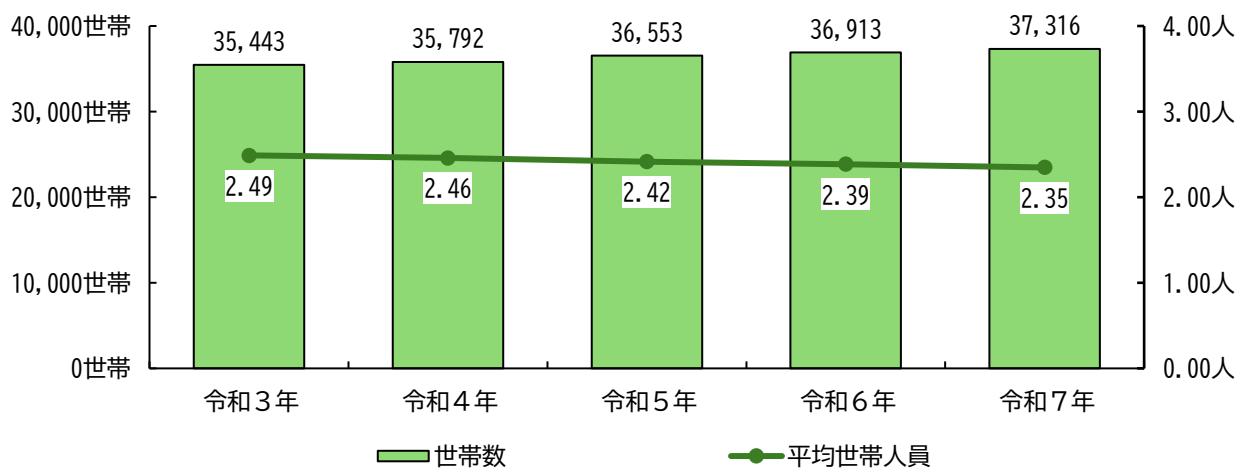


出典資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、緩やかな増加を続けており、令和7年には37,316世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和7年には2.35人となっています。

【世帯数及び1世帯当たり人員の推移】

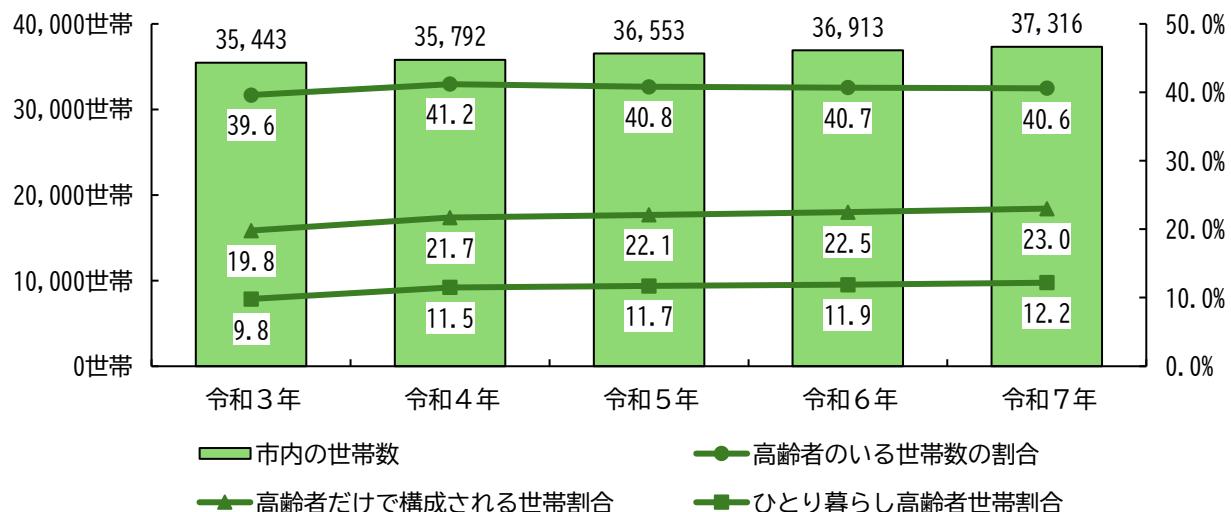


出典資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 高齢者世帯数の推移

高齢者だけで構成されている世帯割合及びひとり暮らし高齢者世帯割合は年々増加しています。

【高齢者のいる世帯と高齢者だけで構成される世帯・ひとり暮らし高齢者世帯の割合の推移】



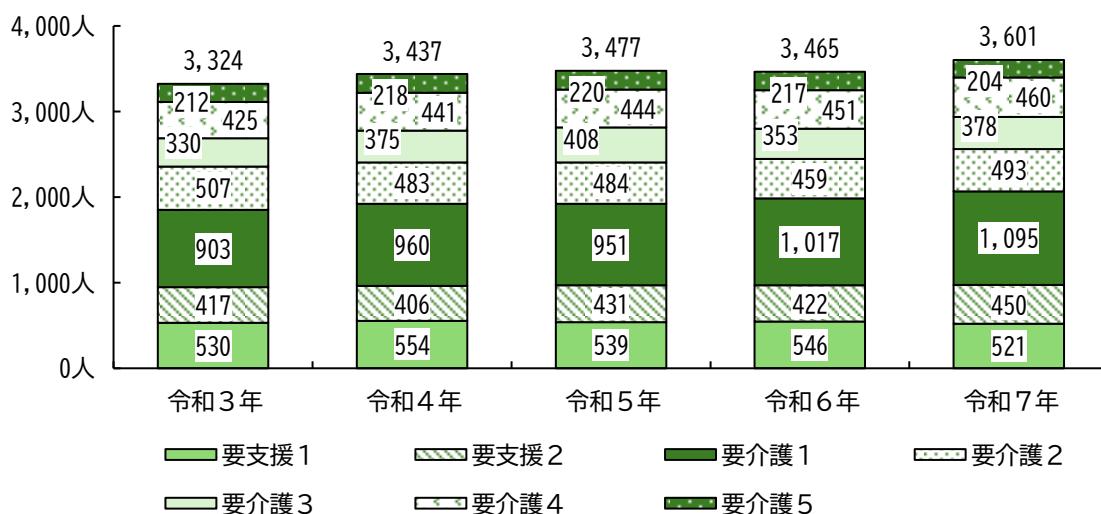
出典資料：高齢者基礎調査票

(5) 要介護等認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は3,601人と前年度に比べると136人の増加となっています。

特に「要介護1」で78人の増、「要介護2」で34人の増となっています。

【要介護等認定者数の推移】



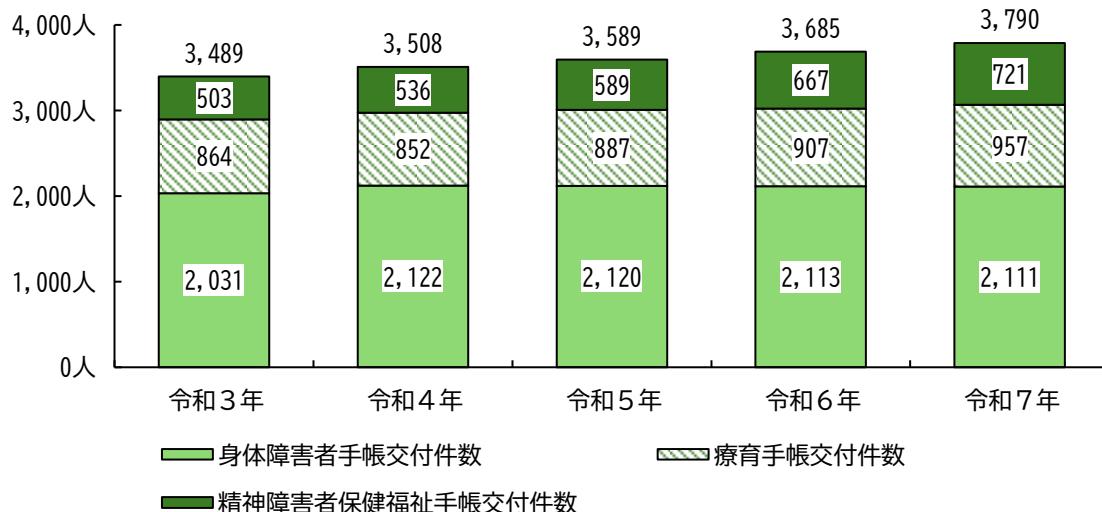
出典資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日）

(6) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、年々増加しており、令和7年は3,790人となっています。

療育手帳と、精神障害者保健福祉手帳の交付件数がそれぞれ約50件増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

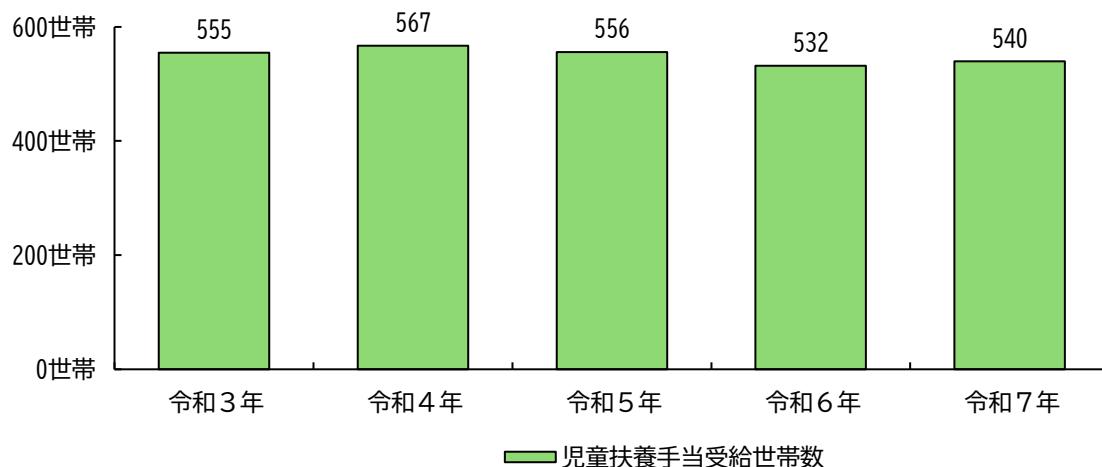


出典資料：しあわせ推進課障がい者福祉係集計

(7) 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和7年は540件と昨年度より微増しています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】

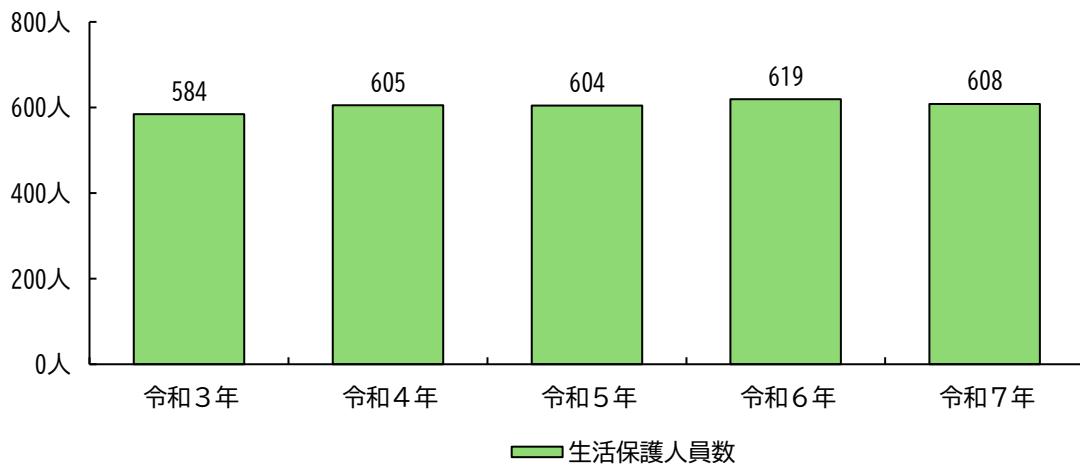


出典資料：福祉行政報告例

(8) 生活保護人員数の推移

生活保護人員数は、令和7年は608人と前年に比べて減っています。

【生活保護人員数の推移】

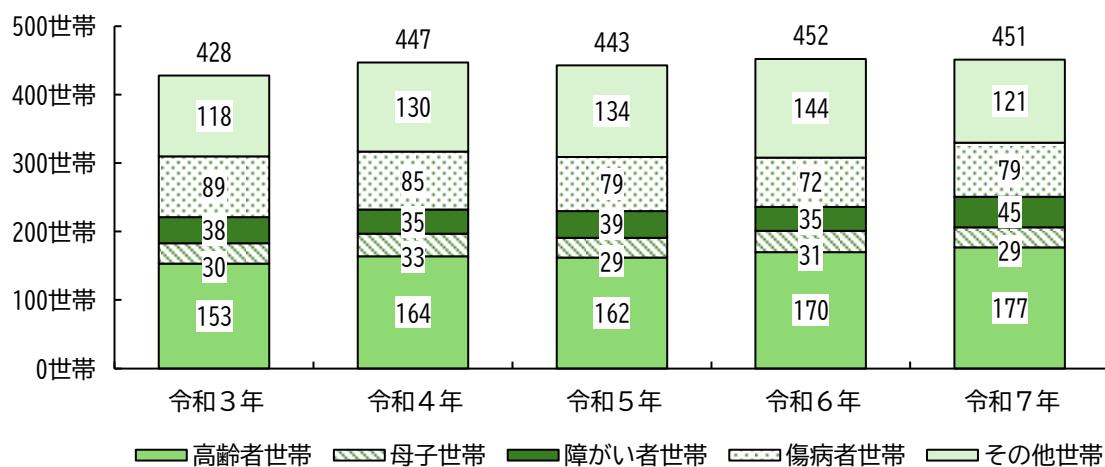


出典資料：しあわせ推進課生活福祉係集計

生活保護世帯数はほぼ横ばいとなっています。

世帯類型別にみると、最も多いのが高齢者世帯で177世帯と約40%を占めています。

【世帯類型別生活保護世帯数の推移】



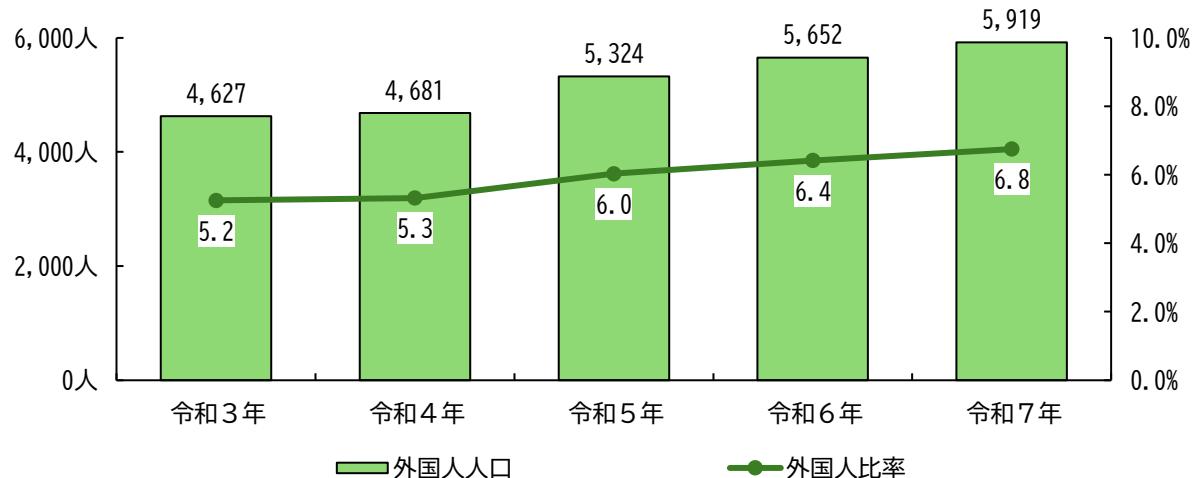
出典資料：しあわせ推進課生活福祉係集計

(9) 外国人数と外国人比率の推移

外国人人口は、令和7年は5,919人で、毎年増加傾向にあります。

また、外国人比率も6.8%と令和3年時に比べて増加しています。

【外国人数と外国人比率の推移】



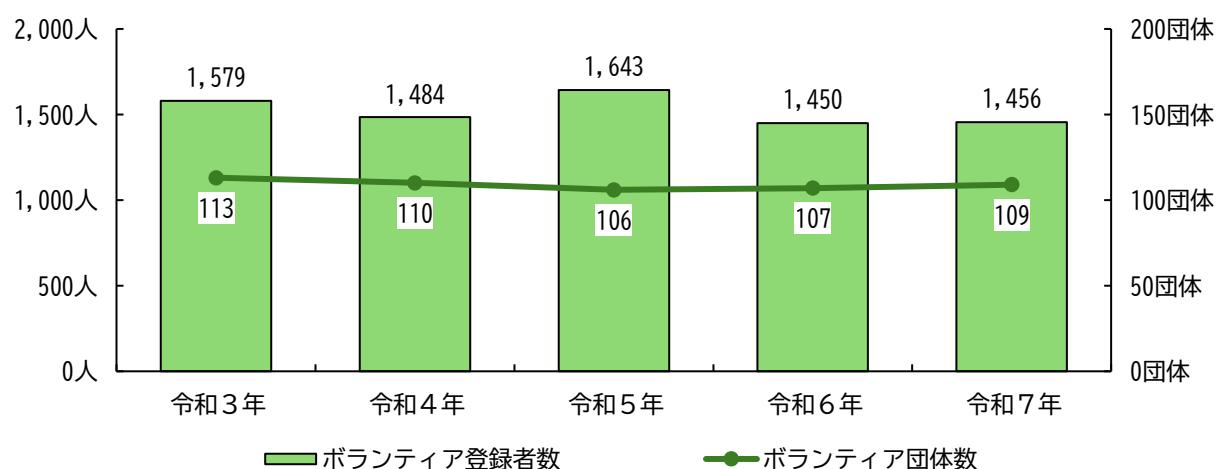
出典資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(10) ボランティア登録者数と団体数の推移

ボランティア登録者数は、令和6年に大きく減少していますが、令和7年は前年に比べてほぼ横ばいの1,456人となっています。

団体数についても、令和6年の107団体からほぼ横ばいで109団体となっています。

【社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数と団体数の推移】



出典資料：袋井市社会福祉協議会算出

(11) 生活困窮者等相談の推移

コロナ禍を機に、主に経済的に困窮する市民からの相談も増えているとの現状がありセーフティネットとしての行政の役割が求められております。

【生活困窮者等相談の推移】

区分	自立相談支援（相談内容別件数）										家計 相談 支援	住居 確保 相談	計
	就労 関連	生活費 関連	教育 資金	多重 債務	負債 ・ 債務	食料 補助	貸付	ひきこもり	償還	その 他			
平成 30年度	278	306	46	47	50	147	48	0	265	1,187	41	119	1,347
令和 元年度	348	279	72	34	39	133	123	80	474	1,582	84	150	1,816
令和 2年度	236 (73)	404 (102)	40 (5)	50 (0)	127 (70)	1,152 (613)	62 (0)	54 (9)	165 (22)	2,290 (894)	25 (3)	1,055 (653)	3,370 (1,550)
令和 3年度	294 (66)	371 (52)	90 (22)	88 (2)	144 (31)	784 (395)	104 (0)	61 (11)	211 (38)	2,147 (617)	32 (3)	534 (245)	2,713 (865)
令和 4年度	244 (34)	430 (51)	65 (27)	62 (0)	116 (21)	287 (148)	128 (0)	181 (85)	239 (36)	1,752 (402)	81 (5)	540 (296)	2,373 (703)
令和 5年度	352 (70)	420 (57)	93 (17)	108 (9)	109 (30)	67 (26)	342 (2)	192 (97)	243 (19)	1,926 (327)	58 (4)	284 (93)	2,268 (424)
令和 6年度	441 (77)	336 (41)	37 (8)	36 (4)	348 (110)	114 (26)	350 (3)	258 (104)	298 (38)	2,218 (411)	54 (4)	175 (75)	2,447 (490)

※（ ）は外国人を内数として記入

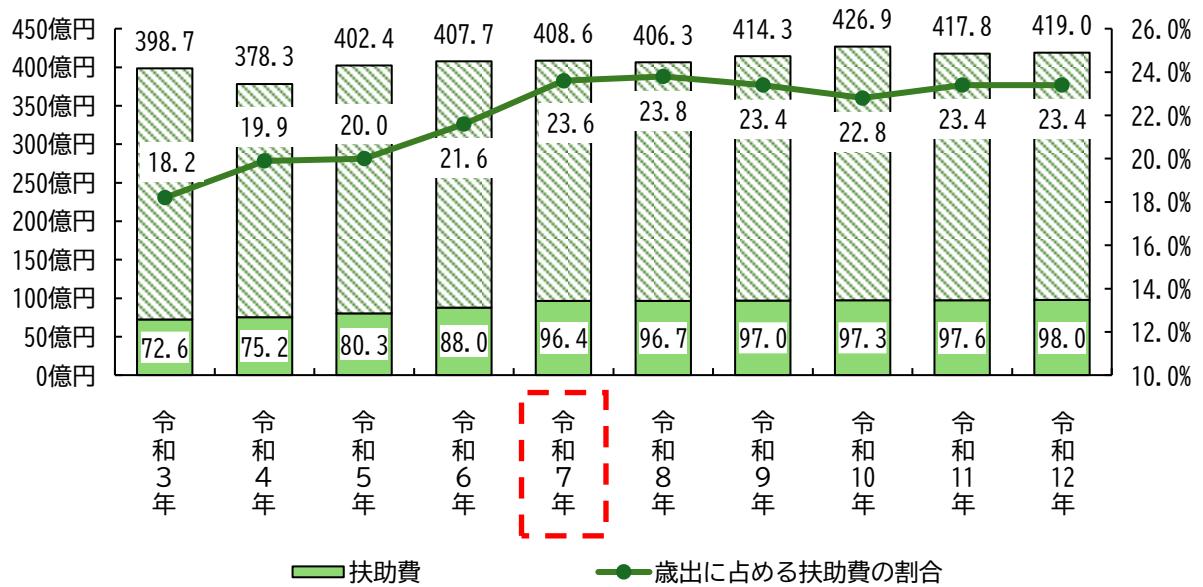
出典資料：袋井市生活自立相談センター

(12) 袋井市財政の見通しと扶助費の推移

少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加をはじめ、生産年齢人口の減少に伴う人件費の上昇や物価高騰に伴う物件費の上昇等に加え、今後も、人口減少や公共施設の老朽化、災害への対策といった大きな課題への対応が継続し、本市の財政運営はますます厳しい状況となることが見込まれます。

扶助費については、児童手当や子ども医療費の制度拡充、障害者自立支援給付費の増加などにより、扶助費は増加傾向にあります。今後も扶助費は増大していく見通しであり、安定した福祉サービスの提供を継続するためには、財源の確保と給付の適正化が求められています。

【財政見通しにおける歳出の推計】



出典資料：袋井市財政見通し（令和8年度～令和12年度）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念】

ふれあい・支え合い みんなで創ろう共生の輪

本計画は、最上位計画である袋井市総合計画で掲げるまちの将来像「にぎわい　ずっと続くまちふくろい」の実現に向けて、福祉分野における各個別計画（袋井市長寿しあわせ計画、袋井市障がい者計画、袋井市こどもしあわせプラン等）を横断的につなぎ、一体的かつ総合的に福祉施策の推進を図っていくことを目的にしています。

また、福祉の持つ言葉の意味は、「福」も「祉」もどちらもしあわせを意味する言葉です。

誰もがしあわせに暮らしていくためには、人々の支え合い、共生の力が普遍的な理念となります。

この理念に基づき、本計画では前計画の基本理念である「ふれあい・支え合い みんなで創ろう共生の輪」を受け継ぎ、互いに助け合い、支え合うことで、誰もが自分らしく地域で生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
ふれあい・支え合い みんなで創ろう共生の輪	1 地域共生のための 意識づくり	1 地域共生の意識の醸成 2 人権啓発の推進 【袋井市人権啓発推進計画】
	2 地域共生のための 地域づくり	1 地域におけるふれあい・支え合い活動の 推進 2 多様な担い手による活動推進 3 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 4 健康・生きがいづくりの推進 5 誰もが安心して生活できる地域づくりの 推進
	3 福祉の基盤づくり	1 包括的支援体制の充実 2 困難な状況にある市民への支援の充実 3 福祉サービスを担う人材確保・育成

基本施策
1 地域福祉の意識を高める啓発運動の充実
2 福祉に関する生涯学習の充実
3 学校における福祉教育の充実
1 人権意識の高揚
2 個別の人権問題解決の推進
1 地域の声掛け・見守りネットワークづくり
2 地域における支え合いの仕組みづくり
3 地域における居場所・交流の場の充実
4 郷土愛を育む取組・世代間交流の促進
1 ボランティアの育成
2 ボランティア活動の促進
3 地域福祉活動の担い手・団体の育成
4 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進
1 ユニバーサルデザインの推進
2 暮らしのバリアフリー化の推進
1 地域における健康づくり活動の推進
2 地域における高齢者・障がいのある人の生きがいづくりの推進
1 地域の安心・安全の確保
2 災害に強い地域づくり
1 包括的な相談支援体制の構築
2 きめ細やかなニーズの把握と関係機関・団体との連携強化
3 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供
4 情報提供の充実
1 成年後見制度の利用促進【袋井市成年後見制度利用促進基本計画】
2 再犯防止に向けた体制づくり【袋井市再犯防止推進計画】
3 生活に困難を抱える人に対する支援の充実
1 福祉人材の確保
2 福祉人材の育成

第4章 施策の展開

基本目標1 地域共生のための意識づくり

地域住民一人ひとりや地域の多様な主体が「自分ゴト」として関心を持ち、関わっていけるような支え合いの意識を醸成します。

また、幼少期から学校や家庭教育による福祉教育に関する機会を増やし、地域や福祉活動へ参加したくなるような取組を進めることで、将来の地域福祉の担い手育成につなげていきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
市民意識調査 (毎年度) 袋井市は市民生活の中に人権尊重の意識が定着していると思う人の割合	55.3%	60.8%
単年度 大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思うこども・若者の割合	— (参考: 県 41.9%)	70.0%

取組状況を把握するための主な指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
単年度 小・中・高等学校での福祉教育実施回数	79回/年	90回/年

基本方針1 地域共生の意識の醸成

基本施策1 地域福祉の意識を高める啓発運動の充実

みんなで目指す方向

- ◆ 障がいの有無や年齢、国籍、性別などにかかわらず、誰もが地域の一員として尊重し合い、役割と生きがいを持って社会に参加できる環境を目指します。
- ◆ 住民、自治会、NPO、企業、行政といった多様な主体が協力し、地域福祉を推進するための啓発活動や事業を展開します。

市民の皆さんとの取組

- ◆ 市民一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生の意識を高めましょう。
- ◆ 福祉イベントへの参加や、福祉に関する情報発信を通じて、地域の福祉に対する意識向上に努めましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	社会福祉大会の開催 社協	「健康で安心して暮らすことのできる福祉のまち」の実現のため、積極的な地域福祉活動が展開されるよう社会福祉大会において啓発を行うとともに、社会福祉活動の功労者を表彰します。
2	ふれあい広場の開催 社協	障がいのある人、高齢者、青少年をはじめ、市民が集い、イベントを通して交流する中で、相互理解を深め、福祉のまちづくりを推進します。
3	福祉チャリティー バザーの開催 社協	市民総参加による一品寄付運動を展開し、福祉の輪を広げ、福祉活動の充実を図ります。

基本施策2 福祉に関する生涯学習の充実

みんなで目指す方向

- ◆ 地域や福祉を身近なものとして考え、地域の一員として共に思いやり、支え合う「地域共生」の意識の醸成を促す生涯学習を推進します。
- ◆ 学校だけでなく、ライフステージを通じて福祉について学習する機会づくりに取り組みます。

市民の皆さんの取組

- ◆ 年齢にかかわらず、福祉について関心を持ちましょう。
- ◆ 家庭や地域における福祉教育の意識を高めましょう。
- ◆ 地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
4	小・中・高等学校ふれあい体験事業 <small>社協</small>	地域に住んでいる幅広い世代が交流することで、相互理解を深め、ボランティア活動や福祉に対するきっかけづくりとなる講座を開催し、福祉教育の推進を図ります。
5	やさしい心育成事業 <small>社協</small>	小中学生が、社会資源について学ぶとともに、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインについて考えるきっかけとなるよう、市内の福祉施設等の見学または体験を実施します。
6	地域福祉教育推進事業 <small>社協</small>	地域福祉推進組織の役員を対象に、社会福祉資源への訪問や交流を通じて福祉に対する理解と関心を深め、今後の地域福祉活動を担える人材を養成します。

基本施策3 学校における福祉教育の充実

みんなで目指す方向

- ◆ こどもが心豊かで健やかに育まれるよう、こどもが多くの時間を過ごす学校において、福祉教育の充実を図ります。
- ◆ 地域における学校の学習活動のために、受け入れ先を開拓し、学校と地域が協力してこどもたちの学びを支えます。
- ◆ 学校における福祉教育を支援し、福祉体験や学習の質の向上を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 福祉教育に取り組む学校の活動に協力しましょう。
- ◆ 学校で学んできた福祉のことについて、こどもに聞いてみましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
7	福祉教育の推進 社協	小・中・高等学校において、福祉体験の実施や講師の派遣などの支援を通じて、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、幅広い福祉教育・学習の機会を創出します。また、児童・生徒に対して、地域社会への福祉意識の啓発を図ります。
8	福祉教育に関する 情報・意見交換会の 開催 社協	福祉教育連絡会を開催し、小・中・高等学校の福祉教育の推進・充実を図ります。

基本方針2 人権啓発の推進【袋井市人権啓発推進計画】

本項目は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づく、人権教育及び人権啓発に関する施策を取りまとめた計画として位置づけます。

人権に関する問題は、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、同和地区住民の人権、外国人の人権など多岐にわたり、さらにインターネットによる人権侵害など時代とともに変化する課題への対応が求められています。だれもが共生できる社会の実現のため、市民の人権意識を高揚させるとともに、多岐にわたる人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

推進施策

I 人権意識の高揚

①学校教育の充実

- ◆ 児童・生徒が正しい人権感覚を身につけるため、人権に関するビデオやDVDなどビデオライブラリーの活用、また県が発行した人権教育の手引書等を参考にした参加体験型人権学習を行うなど人権教育の充実に努めます。
- ◆ 児童・生徒が人権問題に対し、正しい理解が図られるよう人権教育を推進します。
- ◆ 児童・生徒の自尊感情を育てる教育を推進します。
- ◆ 教育支援センターを運営し、不登校児童・生徒やその保護者からの相談への対応など自立支援を行います。
- ◆ 袋井市内に初めて勤務する教員や各校の人権教育担当者を対象とした人権同和教育研修会や教員の更なる人権感覚の向上及び人権教育プログラムの効果的な活用方法等の理解を深めるなど教員研修の充実を図ります。

②学習の機会の提供

- ◆ 人権に関する正しい理解を深め、子どもの人権感覚をはぐくむ親の役割を再認識し、他者の人権を尊重する地域づくりを考える機会として、保護者を対象とした「家庭教育講座」の開催や地域の青少年健全育成活動において、家庭教育、人権教育を推進します。

③人権啓発の推進

- ◆ 人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会やパネル展示、講座などの開催を推進します。
- ◆ 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。

II 人権擁護と救済

①人権問題に対する相談体制の充実

- ◆ 市民を対象に、人権をはじめ様々な問題に対し、弁護士に相談する機会を提供します。
- ◆ 袋井市総合健康センターの総合相談窓口など、市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ◆ 女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。

②救済につながる制度の広報の推進

- ◆ 人権侵害への救済についての現状把握、情報収集の結果を踏まえ、各種広報媒体を通じて、救済につながる様々な相談窓口や制度などを、適切に利用できるように市民向けに広報を進めます。

③相談機関のネットワークづくりの推進

- ◆ 各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済を図ります。そのために、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。

基本施策1 人権意識の高揚

みんなで目指す方向

- ◆ 一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らせるよう、人権教育・人権啓発を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 人権に関する講演会やイベントに参加してみましょう。
- ◆ 自分や身の回りの人の持つ「権利」について考えてみましょう。
- ◆ 身近な子ども・若者の「声」に耳を傾け、「社会の一員」として接しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
9	子ども・若者の「声」を聴く場の確保 市	子ども・若者の意見を施策に反映させるため、子ども・若者の「声」を聴く場や機会を設けます。
10	人権教育の推進 市	学校における人権教育を充実させるため、正しい人権感覚と理解を深め、自尊感情を育む教育を推進します。 また、保護者向け講座や地域活動を通じ、家庭・地域での人権教育を推進します。
11	人権啓発の推進 市	人権を尊重する市民意識の形成を目指し、市民が自ら人権問題を考える機会として講演会、パネル展示、講座などを開催します。
12	相談体制の充実 市	人権問題に対する相談体制を充実させるため、市民が人権をはじめとする様々な問題について弁護士に相談できる機会を提供します。
13	様々な人権侵害への救済 市	人権侵害からの救済を確実に進めるため、各種広報媒体を通じて市民に相談窓口や制度を周知します。また、相談員の資質向上を図り、各相談機関・団体とのネットワークを構築することで、それぞれの専門性を活かした相互連携による救済に取り組みます。

基本施策2 個別の人権問題解決の推進

みんなで目指す方向

- ◆ 誰もが尊重される社会の実現に向けて、社会が抱える様々な人権課題の解決に向けた取組を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 偏見や差別をなくし、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いましょう。
- ◆ こどもも権利の主体であることを理解し、子どもの権利を尊重しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
14	女性をめぐる人権問題 市	男女共同参画社会の実現のため、情報発信や講座の開催を通じて女性の人権や働く場における女性の活躍、DV等の防止について正しい理解の促進や啓発を行います。また、女性が抱える困難の多様化・複合化に対して適切な支援に結びつけるため、相談体制の整備を図るとともに関係機関との連携に努めます。
15	こどもをめぐる人権問題 市	こどもを権利の主体であると捉え、子どもの権利条約の考え方に基づき、子どもの権利に関する周知・啓発に取り組みます。また、こども若者家庭センターを中心に切れ目のない支援の提供に努めるとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を密にし、子どもの人権侵害の未然防止・早期対応を図ります。
16	高齢者をめぐる人権問題 市	認知症の予防と対策を推進し、高齢者の権利を守り、高齢化等による認知症や生活の変化への理解を深めるための啓発活動を行います。また、財産管理が困難な人への支援により高齢者の権利擁護に努めるとともに、地域包括支援センターや警察など関係機関と連携して虐待防止の啓発・支援を実施します。
17	障がいのある人をめぐる人権問題 市	差別の解消・理解促進のための啓発、乳幼児健診や専門機関による切れ目のない発達・療育支援、虐待防止への対応強化や成年後見制度の利用促進、施設等のバリアフリー化や災害時避難支援体制の整備を包括的に進め、障がいのある人が安心して生活できる共生社会を目指します。

No.	取組	内容
18	同和地区住民をめぐる人権問題 市	同和問題について市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発活動に努めます。 また、地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、岡崎会館の利用促進を図ります。
19	外国人をめぐる人権問題 市	外国人市民への偏見や差別を防ぐため、多文化共生・異文化理解の啓発を推進するとともに、外国人児童・生徒の学習・教育支援体制や、生活相談窓口の充実に取り組みます。また、外国人市民が安心して生活できるよう、多言語や「やさしい日本語」での情報提供の充実に努めます。
20	感染症患者をめぐる人権問題 市	感染症患者への偏見や差別を解消するため、感染症に対する正しい知識を普及する啓発活動に努めます。
21	犯罪被害者をめぐる人権問題 市	犯罪被害者等が確実に支援情報へアクセスできるよう、パンフレット配布や給付制度の紹介など情報提供の充実に努めます。
22	インターネットによる人権侵害 市	児童・生徒に対するインターネットやスマートフォンの利用モラル・ルールに関する教育を推進し、知識・能力の向上に努めます。
23	性的指向・性自認をめぐる人権問題 市	性の多様性が尊重され、性的少数者が安心して暮らせるよう、差別意識の解消に向けた啓発活動を推進します。
24	様々な人権問題 市	様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進に取り組むとともに、社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、情報収集・把握を行います。

基本目標2 地域共生のための地域づくり

少子高齢化による家族機能の低下やコロナ禍等により地域のつながりが希薄化しており、ひとり暮らしの高齢者やひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮世帯、ひとり親世帯など社会において孤立するリスクが高く、見守りや配慮が必要な個人や世帯が増加するなど、福祉課題が多様化・複合化している中で、地域の支え合いを強化し、地域全体で支える仕組みづくりを構築していきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
市民意識調査 (毎年度) 「お互いの価値観を認め合い、人とのつながりが感じられるまち」だと思う市民の割合	39.3%	44.7%

取組状況を把握するための主な指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
単年度 通いの場（月1回以上の介護予防体操）の登録者数	2,122人	2,500人
単年度 各種福祉ボランティア養成講座の受講者数	81人/年	90人/年
5年累計 ボランティア連絡協議会加盟団体数	11団体	13団体
5年累計 地域貢献活動登録企業・事業所の数	13事業所	20事業所
5年累計 障がい者の法定雇用率を達成している一般企業の割合	29.0%	40.0%
単年度 ボランティア登録者数	1,373人	2,100人
5年累計 災害ボランティア事前登録者数	22人	50人

基本方針1 地域におけるふれあい・支え合い活動の推進

基本施策1 地域の声掛け・見守りネットワークづくり

みんなで目指す方向

- ◆ 住民同士があいさつや言葉を交わし、笑顔で接することで、互いの変化や成長に気づけるような「つながり」づくりを推進します。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、支援が必要な人々を地域住民が協力して見守る活動を支援します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 近所同士のあいさつや声掛け、困ったときの助け合い等、積極的なコミュニケーションを図りましょう。
- ◆ こどもたちの見守り、声掛け活動に地域全体で取り組みましょう。
- ◆ 身の回りの人が困っていることがないか、あいさつや声掛けを通じて気を配りましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
25	スクールガード事業の実施 市	こどもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。
26	青少年の声掛け運動の実施 市	地域の青少年健全育成活動における、あいさつや声掛けを通して、青少年の健やかな成長を支援します。
27	見守りネットワークの推進 市・社協	在宅で生活している要配慮者が地域で安心して生活できるよう、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた見守りネットワークの推進を図ります。
28	はいかいSOSネットワーク事業の推進 市	認知症高齢者等で、外出中に道に迷っている人を早期に発見し保護するとともに、介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、地域のネットワークの構築・強化を図ります。

基本施策2 地域における支え合いの仕組みづくり

みんなで目指す方向

- ◆ 地域における支え合い活動や交流の仕組みづくりに取り組むことで、困りごとを抱えたときに地域の中の助け合いで福祉課題を解決する「互助」の活動を支援します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 一人ひとりが地域や地域の人々のためにできることを考え、実践しましょう。
- ◆ 身の回りの人とコミュニケーションをとり、困ったときには互いに支え合いましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
29	ファミリー・サポート・センターの実施 市	育児や介護の支援を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり、マッチングを行うことで、助け合いにつなげる事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行い、地域での支え合い体制の強化を目指します。
30	地域の支え合い活動の推進 市・社協	地域住民のニーズを収集しながら、まちづくり協議会をはじめとする地域を中心となる方々や関係機関と意見交換や情報共有を重ね、ニーズにあった生活支援活動や居場所等の創出及び既存の活動を支援します。

基本施策3 地域における居場所・交流の場の充実

みんなで目指す方向

- ◆ 高齢者や障がいのある人、子どもなど垣根なく、誰もが安心して快適に過ごすことができる「居場所」づくりを推進します。
- ◆ 市民の居場所や交流の場となる公共施設が誰もが利用しやすくなるよう、機能の充実と適切な管理・運営を行います。

市民の皆さんの取組

- ◆ 交流の場としてより親しみの持てる地域の居場所づくりを進めましょう。
- ◆ 居場所を必要とする人へ、多様な居場所を紹介しましょう。
- ◆ 互いの居場所を尊重しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
31	ふれあい・いきいき サロンの推進 <small>社協</small>	自治会単位などの小地域において、地域住民と高齢者、障がいのある人（児）、子育て家庭等がふれあい、交流することができるふれあいの場を推進します。また、住民の参加を促すため、運営のあり方や人材確保策の検討、情報発信、交流会を開催するなど、活動支援を行います。
32	居場所づくりの推進 <small>市</small>	子どもから高齢者まで地域に住む多様な人々が自由に参加でき、主体的に関わることで、自分を活かしながら過ごせる場所にします。また、地域のニーズに応じた新たな居場所の立ち上げ支援、既存の居場所の継続支援や新たな居場所の立ち上げに取り組みます。
33	子育て支援施設の 機能充実 <small>市</small>	市内の児童館や子育て支援センター等の機能充実や適切な管理・運営を図ることで、児童や保護者が利用しやすい施設づくりを進め、児童の健全育成へつなげます。
34	通いの場（介護予防 体操）の推進 <small>市</small>	地域の施設などにおいて、地域住民が活動主体となり、しづ～かでん伝体操や軽運動等、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組む活動の普及を行います。

基本施策4 郷土愛を育む取組・世代間交流の促進

みんなで目指す方向

- ◆ こどもたちが自分の郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、地域の素晴らしい文化や歴史に触れる機会づくりに地域全体で取り組みます。
- ◆ こどもが地域の幅広い世代の人とふれあう活動を充実させることで、地域全体でこどもの豊かな心の成長を支え、こどもを社会的に孤立させない地域づくりを進めます。

市民の皆さんの取組

- ◆ 地域の行事等に積極的に参加しましょう。
- ◆ 年の離れた人との交流を大切にしましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
35	地域学校協働本部事業の推進 市	地域学校協働活動推進員を中心として、地域住民や保護者等の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して、様々な活動に取り組むことで、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。
36	放課後子ども教室推進事業の実施 市	地域住民の参画のもと、地域住民や異学年のこどもとの交流を通じて、基本的な社会性、自主性、創造性を養うことを目的として、放課後子ども教室推進事業を実施します。

基本方針2 多様な担い手による活動推進

基本施策1 ボランティアの育成

みんなで目指す方向

- ◆ 地域におけるボランティア活動を支えるため、ボランティア活動を担う人材や、ボランティア団体をけん引するリーダーとなる人材の育成を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 市や社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座に参加してみましょう。
- ◆ ボランティア活動に参加するときに、仲間を誘ってみましょう。
- ◆ ボランティア団体の後継者の育成に取り組みましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
37	各種福祉 ボランティア養成 講座の開催 <small>社協</small>	地域の福祉ニーズに応じ、ボランティア意識の高揚やボランティア人口の拡充、ボランティアの育成を目的とした各種養成講座を開催するとともに、袋井市ボランティア連絡協議会の活性化につなげます。
38	手話・点訳・要約筆記 ボランティア養成 事業の実施 <small>市</small>	各種奉仕員養成講座を開催し、ボランティアの養成を図ります。
39	介護支援 ボランティア事業の 実施 <small>市</small>	高齢者自身の社会参加や介護予防のため、介護施設や在宅高齢者への生活支援活動などポイント転換交付金を支給します。
40	ふれあい・いきいき サロンボランティア の育成 <small>社協</small>	ふれあい・いきいきサロンの更なる推進を図るため、ボランティアの養成や、サロングループの新規開設、既存サロンの後継者（ボランティアスタッフ）育成を行います。
41	食育ボランティア との連携と育成 <small>市</small>	食育ボランティアと連携し、食育推進を図るとともに、食育ボランティアの活動内容や養成のあり方を見直し、ボランティアの育成を行います。
42	健康応援パートナー ズの育成 <small>市</small>	健康や運動に関心を持たない人々の健康づくりのきっかけとして、健康に関する正しい知識を地域の身近な人へ口コミを通じ、健康情報を発信する人材の養成を図ります。

基本施策2 ボランティア活動の促進

みんなで目指す方向

- ◆ 地域における支え合い活動や見守り・相談支援などを行うボランティア団体等の活動を支援し、活性化を図ります。
- ◆ 地域のボランティア団体同士やボランティア団体と市民が交流する機会を企画し、「つながる」機会を提供することで協働を促し、より活発に活動できるよう支援します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 自分にできるボランティア活動等を見つけて、参加してみましょう。
- ◆ 地域福祉に取り組む団体同士、協力しましょう。
- ◆ ボランティア活動の中で、他の団体や市民との交流を大切にしましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
43	ボランティアセンターを活かした事業の活性化 <small>社協</small>	ボランティアセンター利用促進の情報発信を行いながら、利用者及び活動者の増加につなげます。
44	ボランティア登録制度の推進 <small>社協</small>	ボランティアの把握と増加を図るとともに、ボランティアが安心して活動することができるよう、ボランティア活動保険の内容・情報について案内し、加入を促進します。
45	ボランティア事業の活性化 <small>社協</small>	ボランティアを行いたい方の話を聞き、適したボランティアニーズの提供を行い、活動の輪を広げるとともに、新たなボランティア活動の創出を行います。

基本施策3 地域福祉活動の担い手・団体の育成

みんなで目指す方向

- ◆ 地域福祉活動において欠かせない存在である担い手として、こどもや若者、アクティブシニアなど、多様な人々が福祉活動に参加できるよう裾野を広げ、育成や団体の立上げを支援します。
- ◆ 地域における今後の福祉活動を支える人材を確保するため、各種サポーター等の養成講座を実施します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 自分にできる活動等を見つけて、参加してみましょう。
- ◆ 地域福祉に対し同じ思いをもつ仲間と、団体を結成するなど積極的に活動しましょう。
- ◆ 参加している福祉活動に、仲間を誘ってみましょう。
- ◆ 地域福祉に取り組む団体同士、協力しましょう。
- ◆ 参加している活動の後継者育成に取り組みましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
46	担い手養成講座の開催 市	介護や福祉分野の未経験者に対し、介護予防や地域福祉への知識や理解を深める講座を開催し、地域で活躍できる人材を育成します。
47	認知症サポーター養成講座の開催 市	地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、地域住民や団体、事業所に対し、認知症の正しい理解と認知症の方とその家族を支援することができるサポーターを養成するための講座を開催します。
48	生活支援コーディネーターの育成と連携強化 市・社協	小地域福祉活動推進のため、地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターの育成を行います。また、生活支援コーディネーターと行政、関係機関、地域組織等が連携し、小地域福祉活動に関する情報の共有・提供を行い、小地域福祉活動の更なる充実を目指します。

基本施策4 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進

みんなで目指す方向

- ◆ 公的機関のサービス提供や、無償の活動による支え合いだけでは満たしきれないニーズに対応するため、民間事業者や市民活動団体との共創による地域福祉の充実を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 市や社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- ◆ 困ったときや不便を感じたときに、身の回りに利用できる福祉サービスがないか調べてみましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
49	地域福祉活動推進事業 社協	地域福祉推進組織や小地域福祉活動充実のため、助成金の交付や情報提供を行うほか、地域福祉推進組織の活性化を目的とした地域福祉講演会などをを行い、日常的な地域福祉活動への支援体制を強化します。
50	地域貢献活動 コーディネート 推進事業 社協	地域福祉推進団体等と地域貢献活動に取り組む企業や社会奉仕団体等、地域の多様な主体をつなぎ、地域福祉活動の一層の充実を促進します。

基本方針3 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

基本施策1 ユニバーサルデザインの推進

みんなで目指す方向

- ◆ 施設等を誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた建築物の設計を促進するとともに、身体障がい者用駐車場などのバリアフリー設備の適正な利用を推進します。
- ◆ 福祉のサービスの拠点となる施設等の整備を推進するとともに、ＩＣＴの活用などを含めた利便性の向上を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ バリアフリー設備の適正な利用を心掛けましょう。
- ◆ 施設の整備や改修の際には、誰もが不便なく利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
51	社会福祉施設・設備整備助成事業の実施 市	社会福祉法人やN P O法人等との連携を図り、福祉サービスの拠点となる施設整備を支援します。
52	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備（道路整備も含む）の推進 市	誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、公共施設や道路等の整備を行います。

基本施策2 暮らしのバリアフリー化の推進

みんなで目指す方向

- ◆ 障がいや言葉の壁などにかかわらず、誰一人取り残されることなく日常生活を安心して過ごすことができるよう、暮らしの様々な場面でのバリアフリー化を推進します。
- ◆ 障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をする「合理的配慮の提供」について理解を促進します。
- ◆ 手話通訳者・要約筆記者や外国語通訳者の支援や、移動支援等を通じて、暮らしの中における障壁を取り除く取組を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 日常生活の中で不便を感じることについて、利用できる支援がないか調べてみましょう。
- ◆ 暮らしの中の困りごとについて、市や社会福祉協議会等に要望や意見を伝えましょう。
- ◆ バリアフリーの心を持ち、暮らしの中で困難を抱える人を支援しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
53	移動支援事業の実施 市	交通機関の利用が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活圏の拡大や社会福祉の増進を図るため、福祉車両を貸し出します。

基本方針4 健康・生きがいづくりの推進

基本施策1 地域における健康づくり活動の推進

みんなで目指す方向

- ◆ 本市が掲げる「日本一健康文化都市」の実現のため、袋井市総合健康センターを中心として、市民の心と体の健康づくりを推進します。
- ◆ 個人だけでなく、地域や職場でも健康づくりに取り組めるよう、団体等との連携を深めます。
- ◆ 高齢者が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、健康寿命の延伸を目指します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 運動習慣、望ましい食習慣などを身につけるとともに、定期的に健康診断を受診し、健康教育、健康相談などの機会を利用して自分自身の健康状態を把握しましょう。
- ◆ 地域のスポーツイベントや健康づくり教室、介護予防教室等を楽しみましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
54	食育推進事業の実施 市	食育講座や栄養講座等の普及啓発事業や健康づくり・食育ボランティア育成事業等を通じ、食育の啓発や推進を図ります。
55	出前健康教室の開催 市	公会堂や事業所等に講師を派遣し、運動や健康づくりに関する実技や講話をを行う健康教室を開催します。また、保健師・栄養士が相談役となり、新規開催事業所や団体を増やすよう働きかけます。
56	ふくろい健康保健室 の実施 市	地域住民の健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を促すため、地域課題を見える化して、まちづくり協議会等と連携しながら、地域の実情に合った内容を検討し、身近に利用できる健康相談の場として周知を図ります。
34 [再掲]	通いの場（介護予防 体操）の推進 市	地域の施設などにおいて、地域住民が活動主体となり、しづかでん伝体操や軽運動等、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組む活動の普及を行います。

基本施策2 地域における高齢者・障がいのある人の生きがいづくりの推進

みんなで目指す方向

- ◆ 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持ち、元気に暮らせるよう支援します。
- ◆ 生きがいを持ち、心身が健康な状態を保つことで、社会保障費の削減を図ります。
- ◆ アクティブラジニアが地域の中で活躍することで、地域福祉活動の担い手確保と活性化を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 興味を持てる地域の活動を探し、参加してみましょう。
- ◆ 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しむことができるニュースポーツなどの活動を体験してみましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
57	シニアクラブに対する支援 市	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、シニアクラブ袋井市、地域の単位老人クラブに対し、活動費の助成を行います。
58	高齢者就労の促進 市	袋井・森地域シルバー人材センターと連携し、80歳を超えて元気に活躍できる居場所づくりに向けて、会員獲得に向けた見学会の開催や高齢者対象のライフプランセミナーなどの開催と、担い手育成に向けた技術講習会・研修会の開催などを通じて、人生100年時代に即した高齢者就労を促進します。
59	障がい者スポーツ交流会の開催 市	レクリエーションスポーツを通じ、障がいのある人が相互の親睦を図るとともに、障がいのある人の体力増進や自立、余暇の充実、社会参加の促進を図るため、障がい者スポーツ交流会を開催します。
60	マイクロバス貸出事業の実施 社協	市内福祉団体、グループが施設見学・研修を目的とし幅広く活用できるよう、マイクロバスの貸出しを行います。

基本方針5 誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

基本施策1 地域の安心・安全の確保

みんなで目指す方向

- ◆ こどもから高齢者まですべての人が安全に安心して生活できるよう、地域の防犯対策の充実を図るとともに、見守り活動や安否確認を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 日頃から近所の人と声を掛け合い、トラブルが起きていないか気を配りましょう。
- ◆ 地域の様子に気を配り、トラブルや異変を見つけたら迷わず関係機関に連絡しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
61	防犯対策推進事業 市	不審者情報の配信や青色回転灯防犯パトロール講習会の実施のほか、地域のパトロールやこどもたちの見守り活動で使用する青色回転灯やベスト、帽子、のぼり旗等、活動に必要な資機材の整備などに必要な支援を行います。
62	こどもの遊び場遊具の整備助成 社協	地域でこどもが健全に遊ぶことができる環境づくりのため、遊具整備に対し助成を行います。
63	緊急通報システム 機器貸与事業 市	ひとり暮らし高齢者らに緊急通報システム機器を貸与し、安否確認と緊急事態への対応、孤独感の軽減を図ります。
64	感染症対策の充実 市	公共施設において、適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

基本施策2 災害に強い地域づくり

みんなで目指す方向

- ◆ 大規模地震の発生や異常気象による災害などが頻発化・激甚化することに備え、地域全体で防災対策を推進します。
- ◆ 高齢者や障がいのある人、乳幼児等、災害時に特に配慮が必要となる人々が発災後に取り残されることがないよう、情報共有と災害時避難行動要支援者計画の策定を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 地域のコミュニケーションを密にし、要配慮者を地域ぐるみで支えましょう。
- ◆ 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◆ 日頃から災害時に備えて、準備をしっかりしておきましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
65	避難行動要支援者 計画（個別計画）の 策定・推進 市	災害時において避難行動要支援者の安否確認や情報伝達を迅速かつ適切に実施できるよう、避難行動要支援者一人ひとりの避難の個別計画を作成します。 また防災訓練時に関係機関が連携し、策定された避難行動要支援者計画（個別計画）の活用方法を検証します。
66	災害時における要配 慮者に向けた避難所・ 救護所等整備の検討 市	市指定避難所及び救護所の資機材等の整備を進めるとともに、災害時の要配慮者が避難できる施設の検討を進めます。
67	災害ボランティア ネットワークの推進 社協	災害時に様々な団体や機関が支援活動をできるよう、定期的に情報の共有を行う機会を設けるなど、協力体制の構築を図り、災害時には連携及び協働し、効果的な支援活動へつなげます。また、ネットワークの輪を広げ、多角的なネットワークの構築ができるよう、情報収集に努めます。
68	災害ボランティア 養成事業の実施 社協	「袋井市災害ボランティアセンター」が円滑に運営できるよう、地域住民の災害ボランティアを養成します。

基本目標3 福祉の基盤づくり

地域の福祉課題は、複数の分野にまたがり、解決困難な事案が増えています。

これまでの各制度の支援体制を重層的に機能させつつ、分野や属性にかかわらず、個人や世帯の抱える相談を包括的に受け止め、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うため、市民一人ひとりのより多くのニーズに応じた福祉サービスの提供ができるよう、包括的支援体制の充実を図っていきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
市民意識調査 (毎年度) 「高齢者や障がい者など、誰もが暮らしやすいまち」だと思う市民の割合	39.1%	44.6%

取組状況を把握するための主な指標

指標名	現状値	目標値 (令和12年度)
単年度 総合健康センターでの総合相談件数	2,600件	3,100件
単年度 市内4地域包括支援センターでの相談件数	4,800件	5,700件
単年度 こども相談窓口の認知率	—	90.0%
単年度 社会福祉協議会ホームページの閲覧件数	13,600件	15,000件
単年度 社会福祉協議会公式インスタグラムの投稿件数	59件	90件
単年度 成年後見制度利用支援事業利用者数	11人	15人

基本方針1 包括的支援体制の充実

基本施策1 包括的な相談支援体制の構築

みんなで目指す方向

- ◆ 多様化・複合化し、これまでの分野別の制度の枠組みでは解決が困難な地域の課題に対応するため、分野横断的な包括的相談支援体制の構築を図ります。
- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に加え、困難を有する若者や女性に対する支援など、子ども・若者に関する一体的な支援を行います。

市民の皆さんの取組

- ◆ 悩みを抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- ◆ 地域で困っている人がいたら専門機関を紹介しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
69	包括的な相談支援体制の構築 市・社協	総合健康センターやいのちの相談窓口でも住民からの相談を受け止め、受け止めた相談のうち、多様化・複合化した課題には、関係部署や他機関とも連携し、課題解決に向けて支援する体制を構築します。
70	地域包括支援センターの運営 市	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、相談や支援、介護予防、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業などを行います。
71	こども若者にかかる相談支援事業の実施 市	母子保健と児童福祉の機能連携を強化し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行うとともに困難を有する若者の支援など、子ども・若者に関する一体的、一貫した伴走型相談支援を実施します。
72	子ども支援トータルサポート事業の実施 市	0歳～18歳のこどもや保護者及び関係機関を対象に、こども一人ひとりのニーズに応じた総合的・系統的な相談支援事業を小中学校等の関係機関と連携しながら実施します。
73	生活全般に関する相談や体制の充実 市・社協	高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者など、支援を必要とする人やその世帯を取り巻く課題に包括的に対応するため、課題に応じ生活全般に関する相談や体制の充実を図ります。
74	市民法律相談事業の実施 市	法的な解決に関する相談として、弁護士による法律相談を無料で開催します。

No.	取組	内容
75	社会福祉協議会 相談所の運営 社協	心配ごと・法律・こころの相談事業を実施し、相談先の紹介など問題解決へつなげます。また、相談員の資質向上を図るため研修等を行います。

基本施策2 きめ細やかなニーズの把握と関係機関・団体との連携強化

みんなで目指す方向

- ◆ 多様化・複合化する福祉課題に対応するため、関係機関・団体の情報共有・連携を密にし、地域全体の福祉機能の向上を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 団体同士で協働して福祉課題の解決に取り組みましょう。
- ◆ 地域福祉の担い手の間のコミュニケーションを活発にしましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員は、支援の必要な人に対して福祉サービスを説明したり専門機関を紹介したりするなど、必要な支援が行き届くようにしましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
76	民生委員・児童委員の活動支援 市	県や関係機関と連携して研修会を実施することで、民生委員・児童委員の知識や技術習得を支援します。 民生委員・児童委員の活動を周知することで、活動しやすい環境を整備します。
77	地域住民・事業者・行政の意見交換会の開催 市	地域住民、福祉に携わる事業者と行政が意見交換する場を設けます。
78	福祉施設に関する情報・意見交換会の開催 社協	福祉施設連絡会を開催し、社会福祉施設間の連携や活動の充実・強化を図ることで、法人間の連携や地域と施設のネットワークづくりにつなげます。
79	地域福祉に関する情報・意見交換会の開催 社協	地域福祉連絡会を開催し、地域福祉推進組織間の連携や活動の充実を図ります。
80	地域福祉住民懇談会・勉強会の開催 社協	地域福祉活動の推進を目的に、懇談会・勉強会を開催し、地域課題の把握や福祉意識の啓発、地域課題や情報の共有化を図り、地域の実情に合った事業の展開につなげます。
81	地域課題に対応するための地域福祉関係者支援 市・社協	地域で活動している地域福祉関係者へ積極的に情報提供を行い、地縁のネットワークを通じて福祉に関する理解を深めます。
82	福祉関係団体の支援 社協	福祉関係団体の自主運営が促進されるよう、福祉関係団体懇談会の開催や必要な支援を行います。

No.	取組	内容
83	パートナーシップによるまちづくり事業の推進 市	地域の相談窓口や市政情報の提供、会議の出席等は、コミュニティセンター館長、センター職員及び協働まちづくり課職員が事業担当課と連携して支援を行います。また、全職員が、地域応援職員としてコミュニティセンター単位で登録し、常に地域に関心を寄せ、地域行事等へ積極的に参加します。

基本施策3 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供

みんなで目指す方向

- ◆ 市民のニーズの定期的かつ正確な把握に努めるとともに、必要な福祉サービスを適切に提供できるよう、計画的にサービス提供体制を整備します。
- ◆ 子育て支援や介護保険事業等のニーズ調査の指針が示されているものについては、それぞれの個別計画に基づき適切なニーズ量の推計を行います。

市民の皆さんの取組

- ◆ 市や社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- ◆ 行政が実施するニーズ把握のためのアンケート等に協力しましょう。
- ◆ 地域住民に対し、サービスの周知や利用の呼び掛けを行いましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
84	こども・若者に対する サービスの提供 市	袋井市こどもしあわせプランに基づき、支援を必要とするこども・若者や子育て家庭に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行います。
85	高齢者に対する サービスの提供 市	袋井市長寿しあわせ計画に基づき、支援を必要とする高齢者や介護者に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行うとともに、介護予防・重度化防止の取組や認知症施策の推進等を行います。
86	障がいのある人に対する サービスの提供 市	袋井市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、支援を必要とする障がいのある人や障がいのあるこども、介護者に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行うとともに、障がいに関する理解を深め、障がいのある人や障がいのあるこどもが地域で暮らし続けることができるための取組を行います。
87	福祉機器貸与事業の 実施 社協	高齢者や障がいのある人等で歩行が困難な人を対象に、無償で車いすを貸し出し、在宅生活の支援を行います。

基本施策4 情報提供の充実

みんなで目指す方向

- ◆ 地域の福祉サービスや福祉に関連するイベントや講座等の情報がより多くの人に届くよう、積極的な情報発信に努めるとともに、提供する情報について質の向上や発信手段の充実を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 広報紙やホームページ、SNSなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
- ◆ 事業者や団体も情報提供の充実に努めましょう。
- ◆ 福祉サービス等の情報を身の回りの支援が必要な人に教えてあげましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
88	インターネットを活用した社会福祉協議会事業の情報発信 社協	市民に社会福祉協議会の事業内容や地域福祉、ボランティアに関する情報を広く周知することを目的として、袋井市社会福祉協議会のホームページやSNSを活用し、福祉や事業に関する情報発信を行います。
89	福祉情報コーナーの充実 社協	社会福祉協議会が運営するボランティアセンター、地域包括支援センター等に福祉情報コーナーを設置します。また、定期的に内容を更新し、福祉情報コーナーの充実に努めます。
90	社会福祉協議会の各種パンフレットの充実、配布 社協	社会福祉協議会が発行する、各種パンフレットの定期的な更新や内容の充実を図ります。また、各種パンフレットは、関係団体等への配布や公共施設への設置を行います。
91	「社協ふくろい」「ぼらんていあ通信」の発行 社協	市民に社会福祉協議会の事業内容や地域福祉、ボランティアに関する情報を広く周知し、市民の福祉意識の高揚を図るため、「社協ふくろい」「ぼらんていあ通信」を定期的に発行します。

基本方針2 困難な状況にある市民への支援の充実

基本施策1 成年後見制度の利用促進【袋井市成年後見制度利用促進基本計画】

本項目は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

成年後見制度は、認知症や、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人のために、家庭裁判所が選任した後見人、保佐人や補助人が、本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、法律的に支援する制度です。

推進施策

①中核機関の運営

中核機関は、地域において成年後見制度の利用が必要な人の支援を行い、専門職等による助言の確保や各関係機関との連携・協力する体制を構築することによって、「地域連携ネットワーク」の要となる役割を担います。

本市では、「袋井市成年後見支援センター」を中核機関に位置づけ、国が中核機関に求める次のような役割を担っています。

中核機関の役割と具体的機能	
広報機能	講演会等を実施し、成年後見制度の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、制度の利用が必要な人の早期発見をはじめ、適時・適切な支援につながることが期待されます。
相談機能	専門職団体や地域包括支援センター、医療関係者、障がい者相談支援事業所等と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげていきます。
利用促進機能	市民後見人等の担い手の育成及び本人と後見人等の受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うため、関係機関による連携協議の場の調整を行います。
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等からの相談に応じるとともに、専門的な意見が必要な場合は、専門職団体や関係機関と連携を図り、必要な支援につなげていきます。
不正防止効果	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

②地域連携ネットワークの強化

「地域連携ネットワーク」は、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

具体的には、本人に身近な親族をはじめ、医療や福祉、地域等の関係者と後見人が協力して日常的に本人を見守り、本人らしい生活を支える「チーム」と、中核機関が中心となり家庭裁判所をはじめ、各専門職団体や医療・福祉関係者等で「チーム」を支援するとともに、地域の権利擁護を必要とする人への地域課題の検討・調整・解決に向けた定期的な協議を行う「協議会」の仕組みを持ちます。

この協力体制の確保と充実に努め、権利擁護に間接的に関わる関係者等を広く含んだ地域のネットワーク体制の強化に取り組みます。

③成年後見制度の周知及び担い手の育成・支援

判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度講演会を実施し、地域社会に成年後見制度の周知を図っていきます。

また、成年後見制度の身近な担い手として期待される「市民後見人」等の育成に継続して取り組んでいくとともに、市民後見人等の活動の支援及び活用の推進を図っていきます。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、後見人の申し立てをする親族がない人や経済的に困窮している人に対し、市長申立や報酬助成等の支援に取り組み、制度の利用支援の充実に努めます。

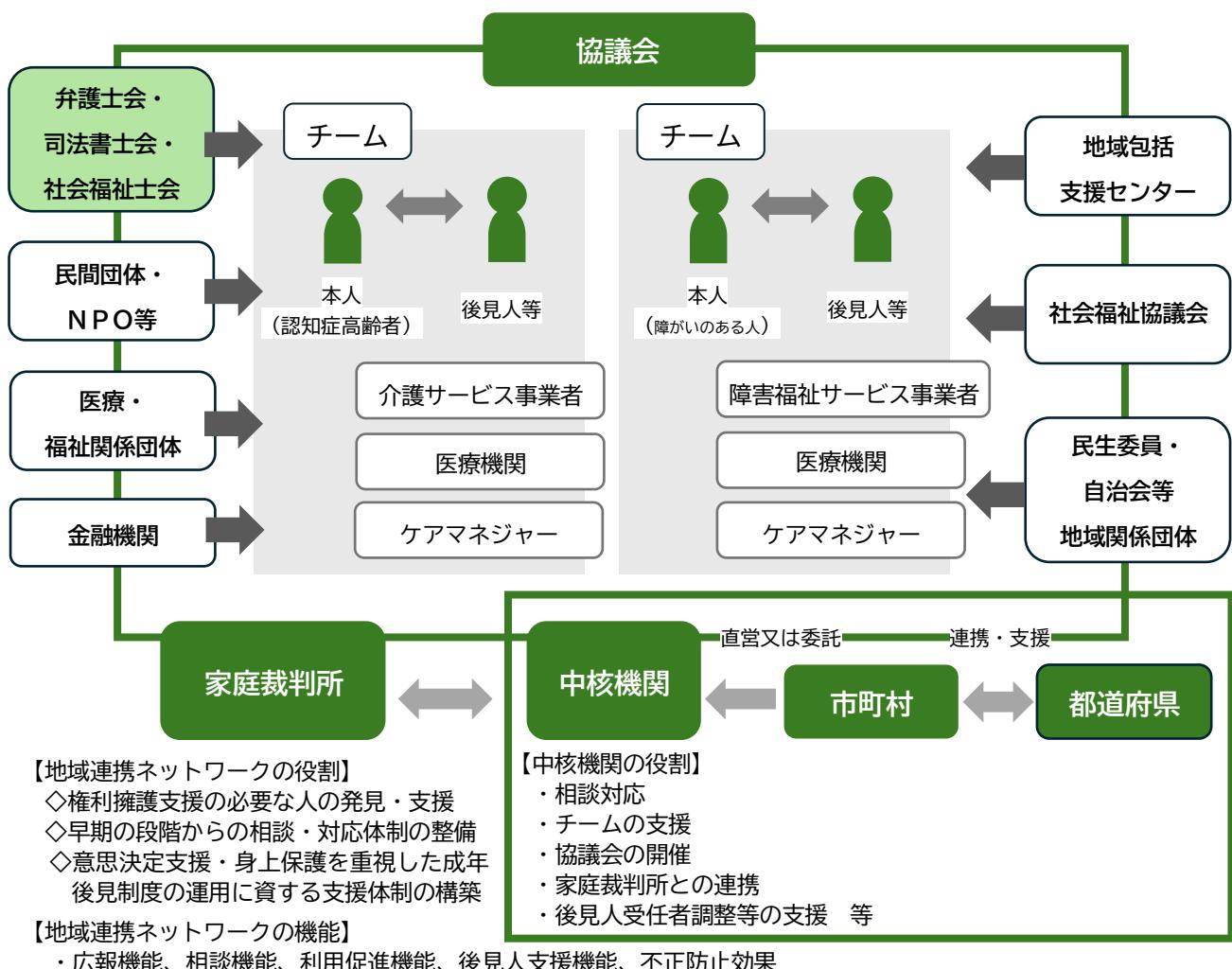
■市長申立支援制度

判断能力が十分でない人が、後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、親族がないなど申し立てを行うことが難しい場合、調査を実施し、市長が家庭裁判所に成年後見人の選任の申し立てを行います。

■成年後見人報酬助成制度

成年後見制度を利用するにあたり、経済的困窮等により費用の負担が困難な人に対し、申し立て費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ



みんなで目指す方向

- ◆ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人が、自らの権利や財産を守り、安心して生活を送れるようにするために成年後見制度の利用促進を図ります。
- ◆ 成年後見制度の利用を必要とする本人は、自らSOSの声を上げることができない場合が多く、また、複合的に課題を抱えていることもあるため、地域連携ネットワークの中核機関の適切な運営を図ります。
- ◆ 高齢者や障がいのある人に対する虐待や配偶者へのDVを防止するための周知・啓発を推進するとともに、虐待等の早期発見・早期対応に努めます。

市民の皆さんの取組

- ◆ 成年後見制度について理解を深めましょう。
- ◆ 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- ◆ 虐待等が疑われる状況を発見したら、迷わず関係機関に連絡しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
92	地域連携ネットワークの中核機関の拡充 <small>市</small>	地域連携ネットワークの中核機関を設置し運営を行います。また、成年後見制度利用促進協議会を開催し、成年後見制度の利用の促進に関し、関係機関等の情報共有及び連絡調整を図ります。
93	成年後見制度に関する相談支援 <small>市</small>	成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や制度利用につなぎます。
94	日常生活自立支援事業の実施 <small>社協</small>	日常生活に不安のある高齢者や障がいのある人を対象に、日常の金銭管理など不安の少ない生活を送ることができるよう支援を行います。
95	成年後見制度の利用支援 <small>市</small>	判断能力に不安や困難を抱える認知症高齢者や知的・精神障がい者らに助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。
96	権利擁護に関する制度や事業の周知、利用促進 <small>市</small>	庁内各課と連携し、支援を必要とする人の権利を擁護するための制度や事業に関する周知、利用促進を行います。
97	成年後見制度に関する講演会や講座の開催 <small>市</small>	成年後見制度に関する講演会や市民後見人候補者養成講座を実施します。

No.	取組	内容
98	法人後見受任事業の実施 社協	補助人・保佐人・成年後見人を立てられない場合などにおいて、家庭裁判所の審判により、袋井市社会福祉協議会が法人として成年後見人などを受任します。
99	虐待防止の周知・啓発 市	高齢者や障がいのある人等に対する虐待や配偶者に対するDVの防止に向け、広報ふくろいへの掲載やパンフレットの配布により、市民への周知・啓発を行います。
100	虐待の早期発見・早期対応ができる体制整備 市	乳幼児健診の受診率を上げ、育児負担感や孤立感が大きい保護者を把握します。虐待のリスクのあるケースは、こども若者家庭センターによる妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、小中学校等の関係機関と情報共有を行い、早期発見・早期対応を図ります。 地域包括支援センターや民生委員・児童委員を中心に、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、情報交換や体制整備の充実を図ります。
101	家族介護者への支援の充実 市	家族介護者への支援の充実を図り、虐待の予防を推進します。
102	市民後見人への支援 市	市民後見人候補者の確保、市民後見人の育成、市民後見人が安心して活動するための支援を行います。

基本施策2 再犯防止に向けた体制づくり【袋井市再犯防止推進計画】

本項目は、再犯防止推進法第8条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

再犯を防止するためには、行政、市民、団体、福祉機関、民間協力者など様々な関係機関が連携し、特に就労支援や居住支援といった生活基盤を安定させるための支援が重要です。地域全体で出所者を支え、受け入れる意識を高め、適切な支援を提供することで、再犯を未然に防ぐとともに、出所者の自立を促す環境整備を目指します。

再犯防止推進法において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者と規定されています。本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

推進施策

①市民等の关心と理解の醸成

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の关心と理解を醸成します。

②関係機関・団体等の連携と民間協力者の活動促進

支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、国・県等の関係機関や、保護司や協力雇用主などの民間協力者との連携を強化します。

③犯罪をした者等の社会復帰支援

罪を犯した人が再び社会に適応し、再犯を防ぐために、就労支援や生活支援などを提供します。経済的・社会的自立を促し、地域社会の安全と安定に寄与します。

みんなで目指す方向

- ◆ 刑務所出所者や保護観察対象者が再び罪を犯してしまうことを防ぎ、円滑に社会復帰できるよう支援の充実を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 過去に罪を犯してしまった人に対し、先入観による一方的な差別等をしないようにしましょう。
- ◆ 支援を必要としている人がいたら、専門機関へ連絡しましょう。
- ◆ 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
103	支援を必要とする犯罪を犯した人にに対する福祉サービス等の提供 市	「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障がいのある人などをはじめ、保健医療・福祉などの支援を必要とする罪を犯した人などに対し、再犯を防ぎ、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労などの支援の提供に努めます。
104	再犯防止相談支援事業 市	罪を犯した者に対して、社会復帰の過程で保護司等と連携し、相談できる体制づくりに努めます。
105	社会を明るくする運動の実施 市	犯罪や非行をした人の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。
106	関係団体（保護司会等）との連携及び活動支援 市	自宅以外の面談場所を確保するなど、保護司に安心して活動してもらえるように保護司と連携して活動しやすい体制づくりに努めます。

基本施策3 生活に困難を抱える人に対する支援の充実

みんなで目指す方向

- ◆ 社会的な孤独・孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、生活困窮などの多様な福祉課題や、「生きづらさ」によって追い詰められてしまう人々に対し、一人ひとりの状況に合ったきめ細やかな支援の展開を図ります。

市民の皆さんの取組

- ◆ 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- ◆ 身の回りで困難を抱えている人がいたら、専門機関につなげましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
107	生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の実施 市	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援・就労支援・住居確保給付金の支給・家計相談支援・生活困窮世帯の子どもの学習支援や、フードバンクの活用などによる各種支援と、生活保護を一体的に運用し、生活困窮者の自立を支援します。
108	福祉資金貸付事業の実施 社協	生活困窮世帯の生活支援を図り、自立した生活が送れるよう、資金の適正な貸し付けを行います。また、生活が困窮する世帯についても貸付制度を活用していくほか、新たな貸付対象の必要性について検討します。
109	善意銀行運営事業の実施 社協	市民からの善意に基づく金品その他の寄付を受け、生活困窮者などへ一時的な援助を行います。
110	生活自立相談センターの運営 市	生活困窮者の自立促進を図るため、包括的かつ継続的な相談支援を行います。
111	こころの健康づくりや自殺対策の推進 市	こころの健康づくりや自殺対策施策を総合的に推進とともに、身近でこころに悩みを抱えた人に気づき適切な対応ができるゲートキーパーの養成を行います。
112	ひきこもり支援サポート事業の実施 市・社協	ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり対象者やその家族が安心して過ごせる居場所づくり等を実施します。

基本方針3 福祉サービスを担う人材確保・育成

基本施策1 福祉人材の確保

みんなで目指す方向

- ◆ 少子高齢化や共働き世帯の増加等にともなう福祉サービスのニーズ拡大に対応するため、関係機関と連携し福祉人材の就労支援、マッチング、定着支援等を推進します。
- ◆ 結婚や出産等により離職した有資格者や介護職経験者などの復職や、外国人介護人材などの雇用支援を推進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 福祉サービスを提供する事業所等の働きやすい職場づくりに取り組みましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
113	福祉人材が働き やすい環境づくり 市	市が実施する就職情報サイトや就職説明会等への参加を事業者に促すとともに、法人監査を実施し働きやすい環境を確保できているか指導を行います。
114	福祉の仕事の魅力の 発信 社協	福祉の仕事に就くまでのステップや就職後のイメージを伝えるパンフレットを福祉施設連絡会で作成・配布し、福祉の仕事に対する関心を高めます。

基本施策2 福祉人材の育成

みんなで目指す方向

- ◆ 福祉サービスの提供を持続可能なものとするため、子ども・若者に対して保育士や介護職員等の仕事の魅力を発信し、福祉分野への就業を促進します。

市民の皆さんの取組

- ◆ 保育士や介護職員の魅力を発信しましょう。

行政や社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
115	将来核となる福祉人材の育成 市・社協	民生委員・児童委員研修会等を充実し、今後も核となりうる人材の掘り起こしを行います。 小学生・中学生向け啓発資材を作成し、配架するなど福祉の魅力を発信できるよう努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

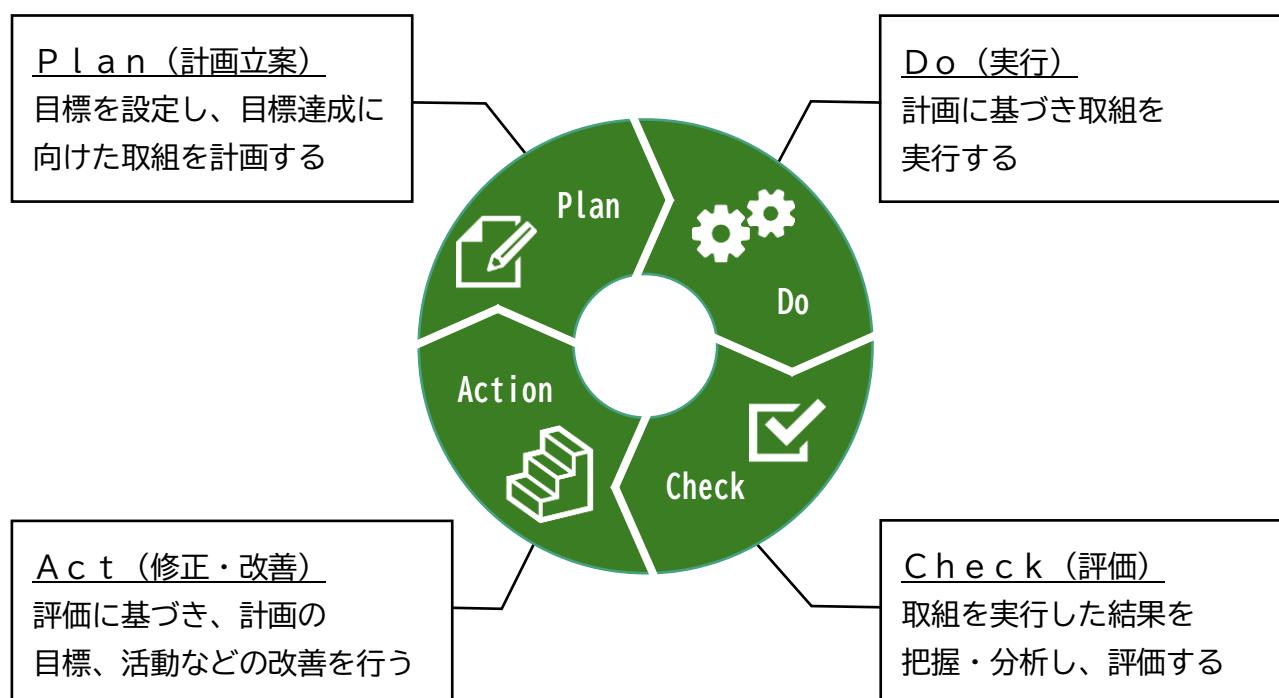
本計画の推進においては、市民、地域、行政、社会福祉協議会といったすべての関係者が、各自の役割を理解し、協力し合うことが不可欠です。自助、互助、共助、公助という四つの機能を充実させるため、地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

2 計画の評価・進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取組を点検・評価していくために、毎年度、袋井市地域福祉計画推進委員会において、成果指標の実績などを報告し、これに基づき計画の進行状況等の評価や検証を行います。

具体的には、事務局は、関係部局等から成果・実績の報告を受け、取組状況の把握や点検を行います。

そして、袋井市地域福祉計画推進委員会において取組状況及び成果指標の実績を報告し、必要に応じて推進方法の改善に取り組むことでP D C Aサイクルを確保し、計画的かつ効果的に計画を推進していきます。



3 指標一覧

基本目標1 地域共生のための意識づくり		
成果指標	現状値	目標値
袋井市は市民生活の中に入権尊重の意識が定着していると思う人の割合	55.3%	60.8%
大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思うこども・若者の割合	— (参考:県 41.9%)	70.0%
取組状況を把握するための指標	現状値	目標値
小・中・高等学校での福祉教育実施回数	79回/年	90回/年
基本目標2 地域共生のための地域づくり		
成果指標	現状値	目標値
「お互いの価値観を認め合い、人とのつながりが感じられるまち」だと思う市民の割合	39.3%	44.7%
取組状況を把握するための指標	現状値	目標値
通いの場（月1回以上の介護予防体操）の登録者数	2,122人	2,500人
各種福祉ボランティア養成講座の受講者数	81人/年	90人/年
ボランティア連絡協議会加盟団体数	11団体	13団体
地域貢献活動登録企業・事業所の数	13事業所	20事業所
障がい者の法定雇用率を達成している一般企業の割合	29.0%	40.0%
ボランティア登録者数	1,373人	2,100人
災害ボランティア事前登録者数	22人	50人
基本目標3 福祉の基盤づくり		
成果指標	現状値	目標値
「高齢者や障がい者など、誰もが暮らしやすいまち」だと思う市民の割合	39.1%	44.6%
取組状況を把握するための指標	現状値	目標値
総合健康センターでの総合相談件数	2,600件	3,100件
市内4地域包括支援センターでの相談件数	4,800件	5,700件
こども相談窓口の認知率	—	90.0%
社会福祉協議会ホームページの閲覧件数	13,600件	15,000件
社会福祉協議会公式インスタグラムの投稿件数	59件	90件
成年後見制度利用支援事業利用者数	11人	15人

※目標値は令和12年度

資料編

1 用語解説

【あ行】

■ I C T

“Information and Communication Technology” の略。コンピュータ技術の活用を意味する。I Tと同義であるが、I Tがインターネットの技術であるのに対して、I C Tは「人と人」、「人とモノ」の情報伝達といったコミュニケーションが強調される。

■ 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

■ N P O

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「N P O法人」とは、特定非営利活動促進法（N P O法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

【か行】

■ 介護予防

介護を必要とする状態をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして今は介護が必要でもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

■ ゲートキーパー

身近な人の「異変に気づき」、「話を聴き」、「必要な支援につなげ」、「見守る」人のことを指す。

■ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■ 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設。

■合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

■社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳すること。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

■生活支援コーディネーター

地域において、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源を組み合わせ、多様な主体による生活支援の取組をコーディネートし、活動を推進する者。

■生活習慣病

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のあると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障がいの程度により、重い方から1・2・3級がある。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になつてから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

【た行】

■地域学校協働活動推進員

学校支援活動において、学校と地域住民の橋渡しとなり、活動にあたっての企画・調整や、地域ボランティアの確保などを行う総合調整役。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

■地域包括支援センター

介護を必要とする方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービス。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の被保険者のみ。

【な行】

■日常生活圏域

各市町内を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定された圏域をいい、この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込む。

■認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティア。

■ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去をしたりすることなどを指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除く）。

■避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

■放課後子ども教室

放課後等に子どもたちの居場所を確保し、自主性、社会性等を育むため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を活用し、地域住民の協力によって多様な体験・交流活動などを行う事業。

【や行】

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置づけられた。

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と、「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。

【ら行】

■ライフステージ

人生の様々な段階や時期を指す言葉。

■療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障がい程度の区分が異なる。

2 令和6年度 袋井市地域福祉に関する市民意識調査

(1) 市民意識調査の概要

「第5次袋井市地域福祉推進計画」策定の基礎資料とするため、市内在住の15歳以上の一般市民3,000人を対象に地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

(2) 調査方法及び回収結果

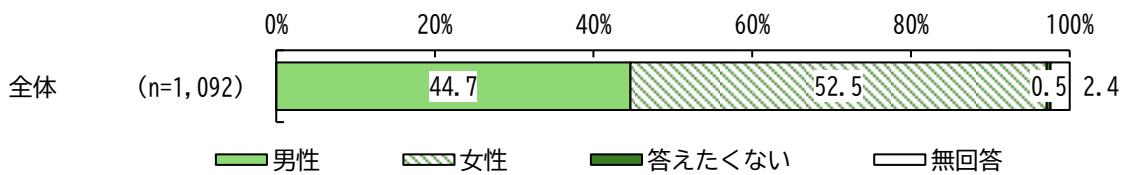
区分	内容	
調査地域	袋井市内全域	
調査対象	市内在住の15歳以上の一般市民	
抽出方法	無作為抽出	
調査期間	令和6年12月3日～令和6年12月25日	
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答	
回収状況	配付数	3,000通
	有効回収数	1,092通
	有効回答率	36.4%

(3) グラフを見る際の注意点

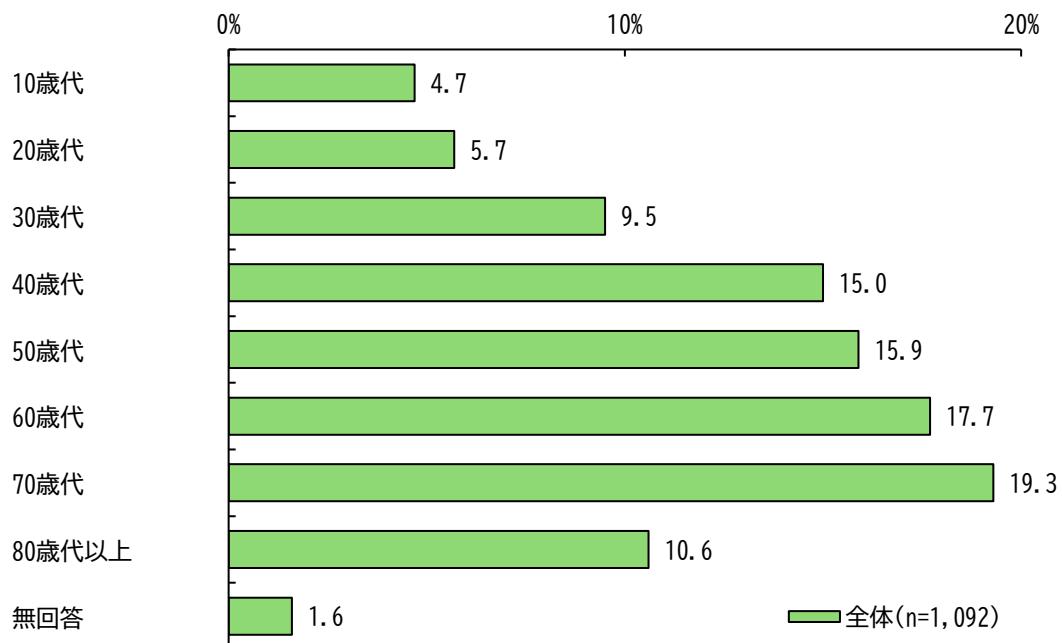
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことと、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(4) 調査結果

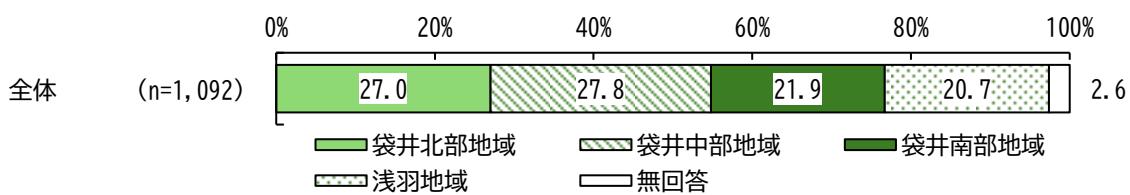
①回答者の性別



②回答者の年代



③回答者の居住地区



※袋井北部地域：今井、三川、上山梨、下山梨、宇刈、袋井東二（村松）

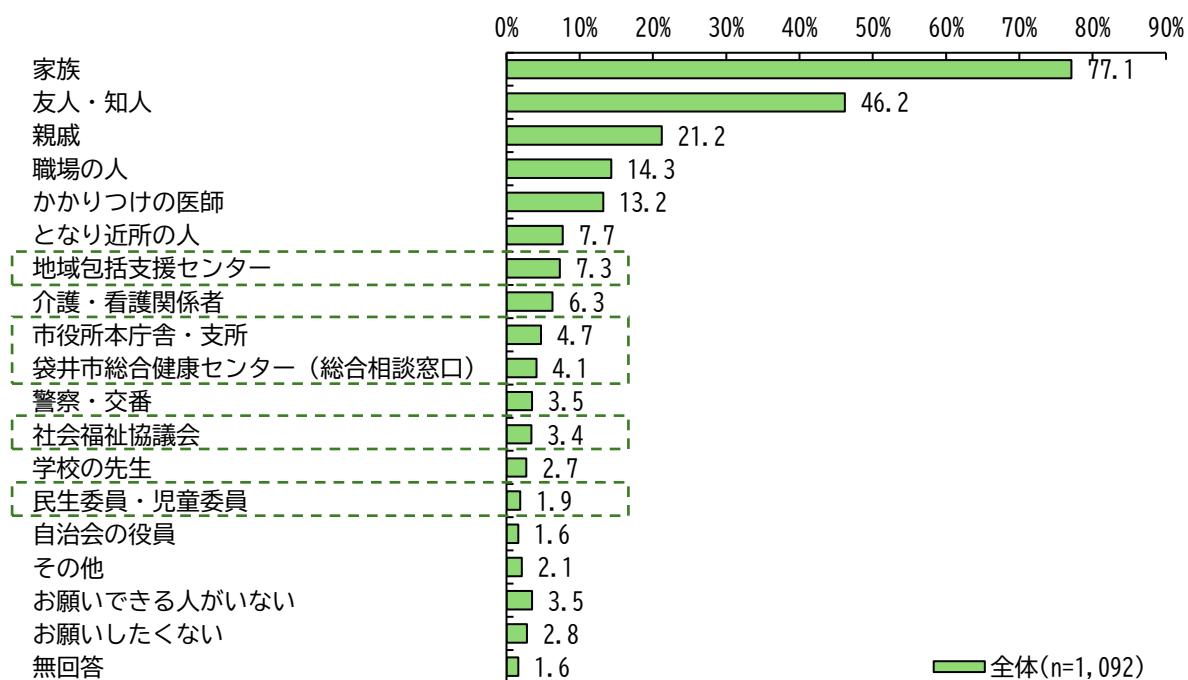
袋井中部地域：袋井、川井、袋井西、方丈、袋井北、袋井北四町、袋井東一

袋井南部地域：駅前、高尾、高南、豊沢、愛野、田原

浅羽地域：笠原、浅羽北、浅羽西、浅羽東、浅羽南

④悩みや不安の相談、支援先（複数回答）

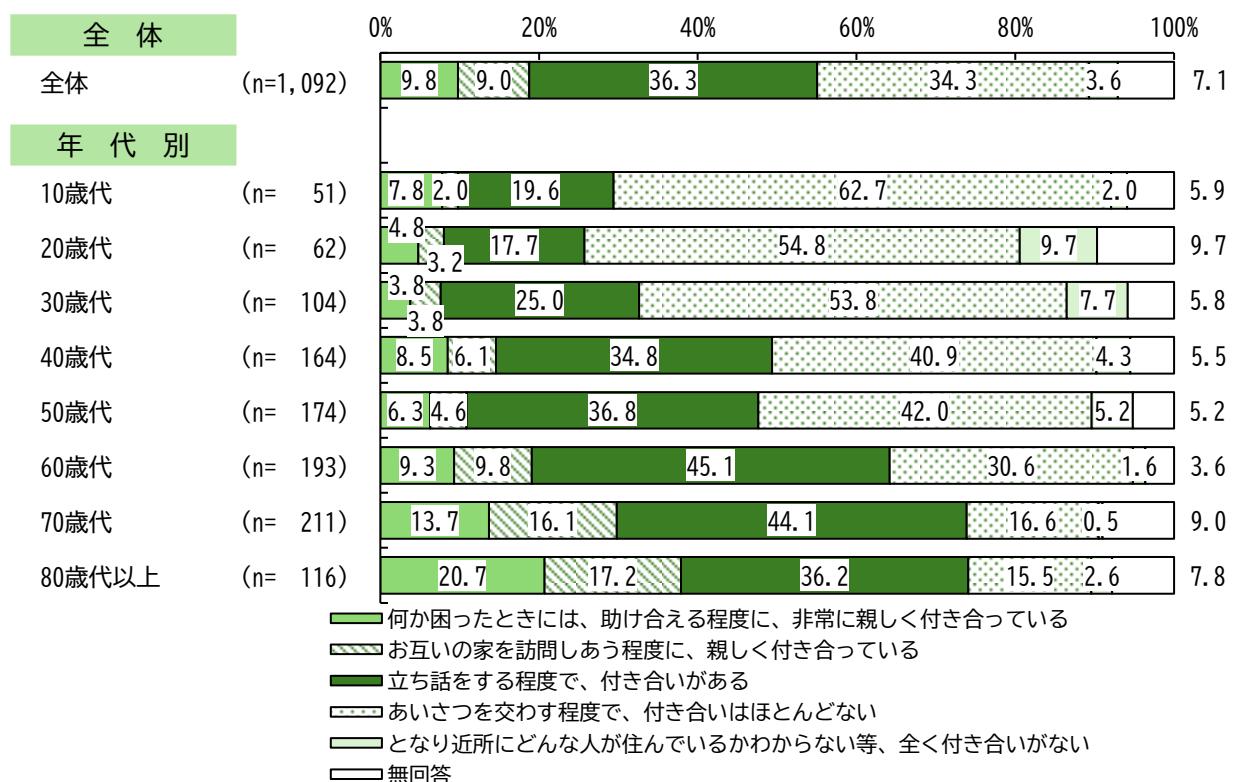
「地域包括支援センター」「市役所本庁舎・支所」「袋井市総合健康センター（総合相談窓口）」「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」等専門・公的機関はいずれも10%を下回っています。



⑤近所付き合いの程度（単数回答）

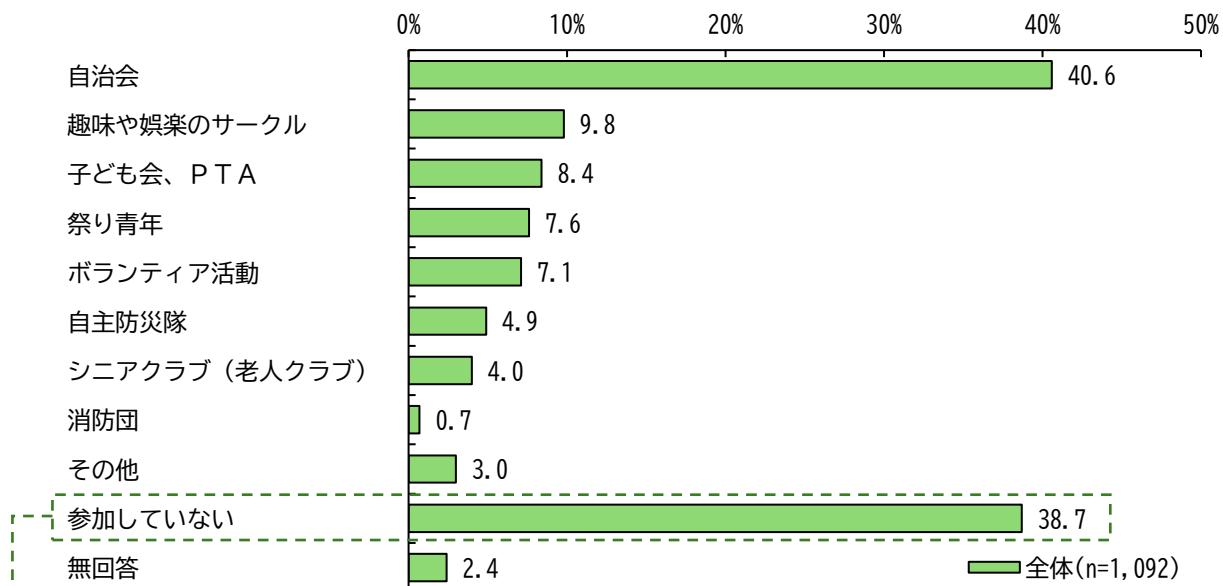
「立ち話をする程度で、付き合いがある」の割合が36.3%と最も高くなっています。

年代別では、概ね年代が上がるにつれて、「何か困ったときには、助け合える程度に、非常に親しく付き合っている」が高くなっています。



⑥地域活動への参加状況（複数回答）

「自治会」の割合が40.6%と最も高く、次いで「参加していない」の割合が38.7%となっています。



⑦地域活動に参加していない主な理由（複数回答）

「仕事や家事・介護・育児等、他にやることがあって忙しいから」の割合が40.4%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」の割合が26.7%、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」の割合が18.4%となっています。

年代別にみると、10歳代で「役員等になつていないから」の割合が最も高くなっています。

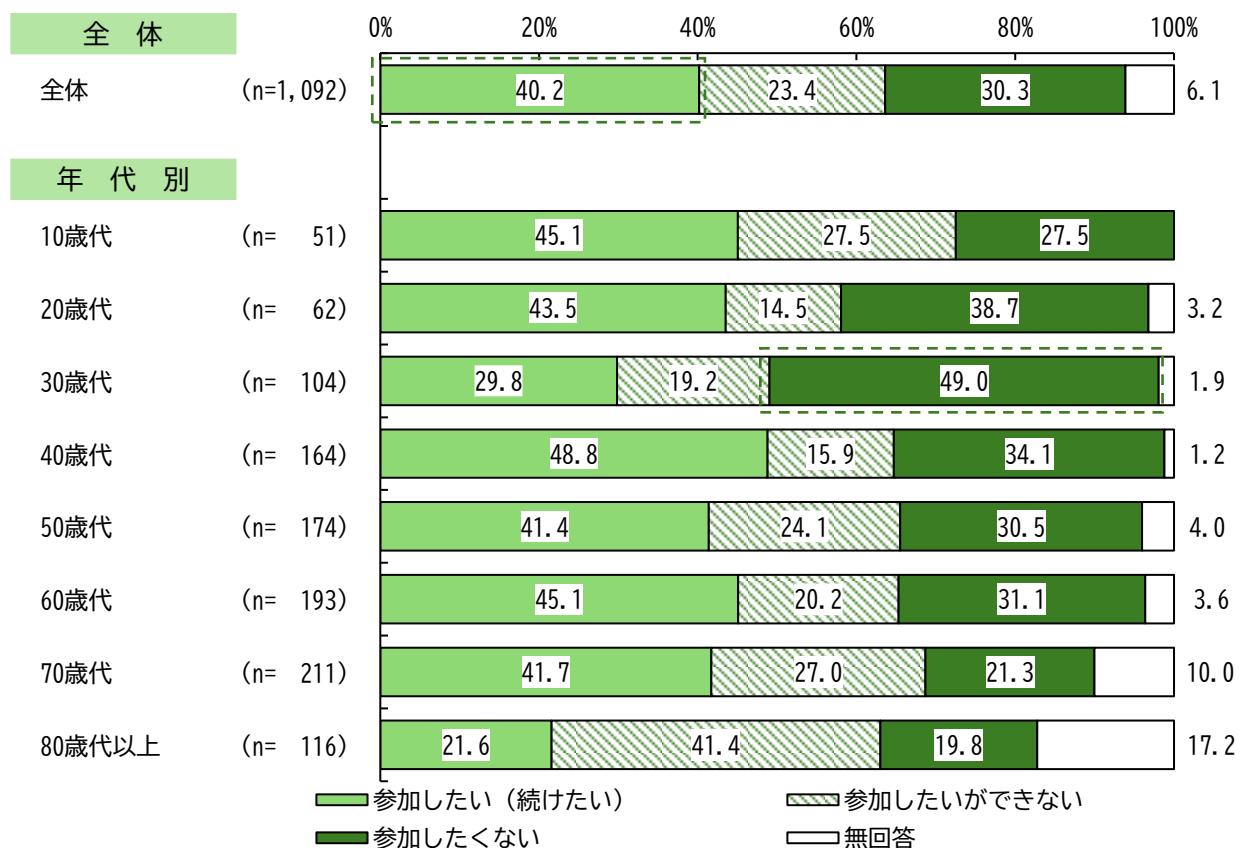
単位：%						
		仕事や家事・介護・育児等、他にやることがあって忙しいから	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから	付き合いがわざらわしいから	役員等になつていないから
全 体 (n=423)		40.4	26.7	18.4	17.7	14.9
年 代 別	10歳代 (n=37)	24.3	27.0	8.1	5.4	32.4
	20歳代 (n=38)	68.4	44.7	23.7	13.2	13.2
	30歳代 (n=55)	50.9	27.3	25.5	25.5	12.7
	40歳代 (n=53)	49.1	22.6	20.8	24.5	28.3
	50歳代 (n=63)	50.8	34.9	22.2	25.4	11.1
	60歳代 (n=67)	49.3	29.9	16.4	17.9	16.4
	70歳代 (n=56)	17.9	23.2	23.2	14.3	5.4
	80歳代以上 (n=46)	10.2	6.1	2.0	8.2	2.0

※上位5位までを抜粋

⑧地域活動への今後の参加意向（単数回答）

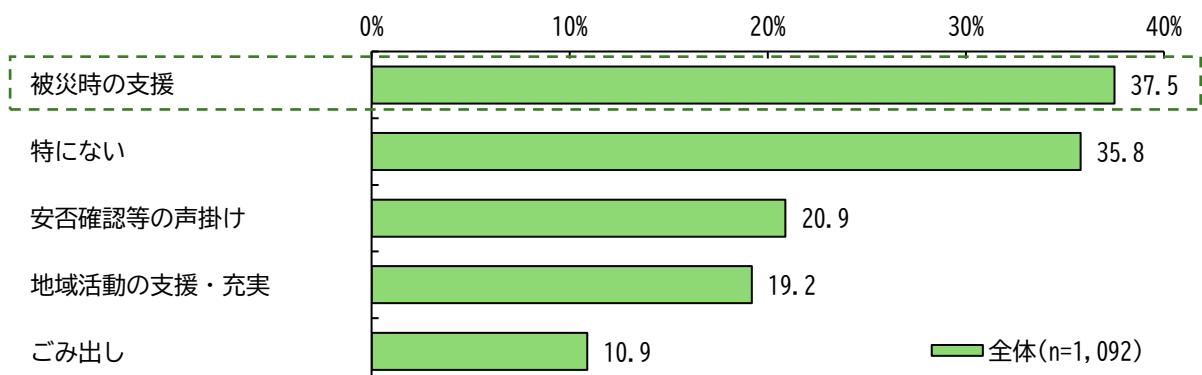
「参加したい（続けたい）」の割合が40.2%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が30.3%、「参加したいができない」の割合が23.4%となっています。

年代別にみると、30歳代で「参加したくない」の割合が高くなっています。



⑨地域や地域の人々に望むこと（複数回答）

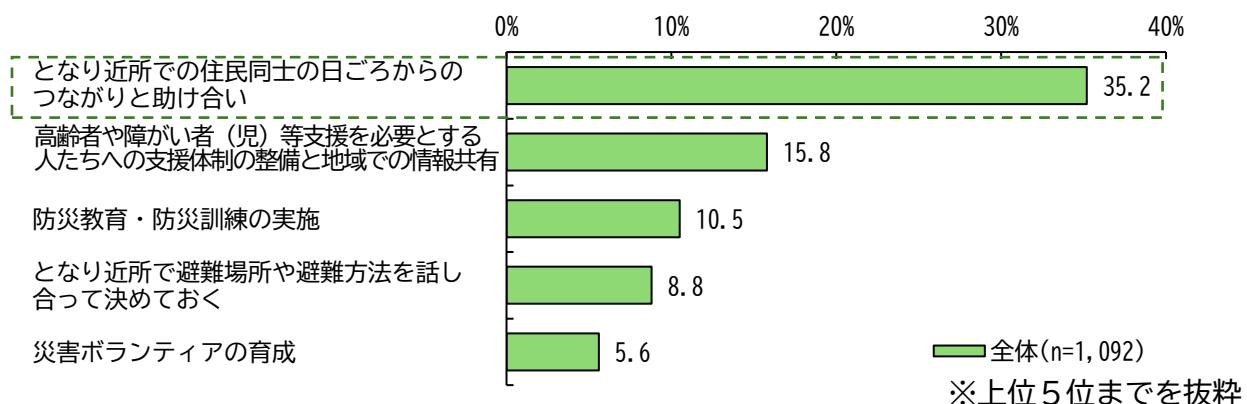
「被災時の支援」の割合が37.5%と最も高く、次いで「特がない」の割合が35.8%、「安否確認等の声掛け」の割合が20.9%となっています。



※上位5位までを抜粋

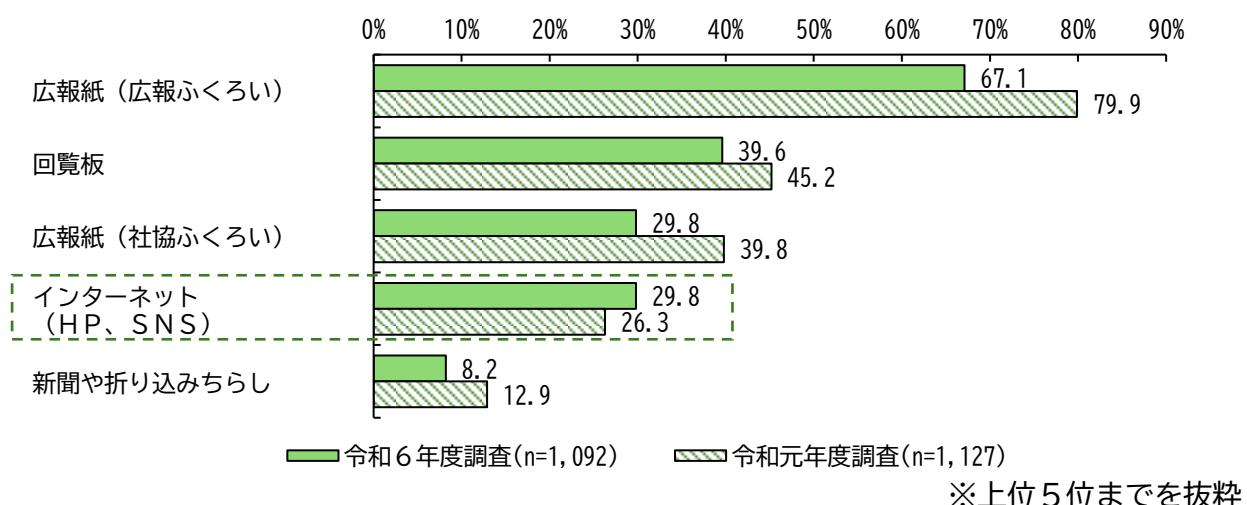
⑩災害に対して地域で最も必要だと思う備え（単数回答）

「となり近所での住民同士の日ごろからのつながりと助け合い」の割合が35.2%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者（児）等支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」の割合が15.8%、「防災教育・防災訓練の実施」の割合が10.5%となっています。



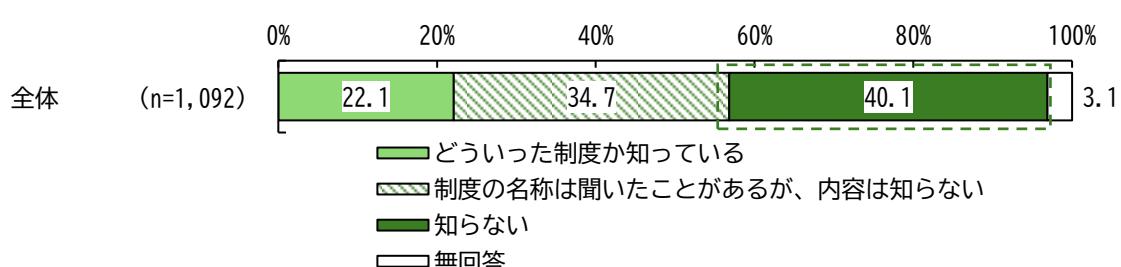
⑪社会福祉に関する情報の入手手段（複数回答）

「広報紙（広報ふくろい）」の割合が67.1%と最も高く、次いで「回覧板」の割合が39.6%、「広報紙（社協ふくろい）」、「インターネット（HP、SNS）」の割合が29.8%となっています。令和元年度調査と比較すると、「インターネット（HP、SNS）」の割合が増加しています。



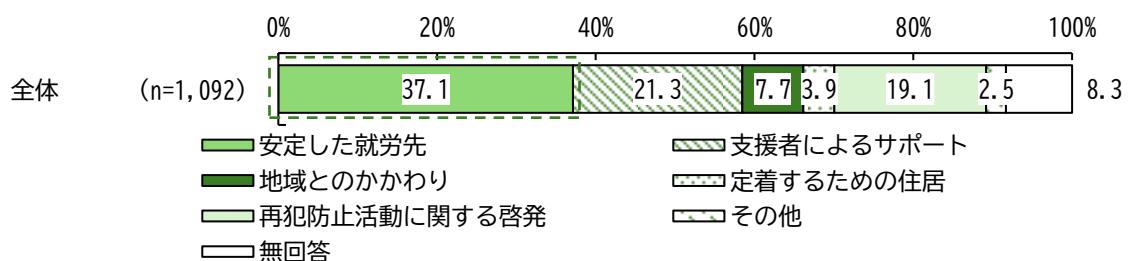
⑫成年後見制度の認知度（単数回答）

「知らない」の割合が40.1%と最も高く、次いで「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が34.7%、「どういった制度か知っている」の割合が22.1%となっています。



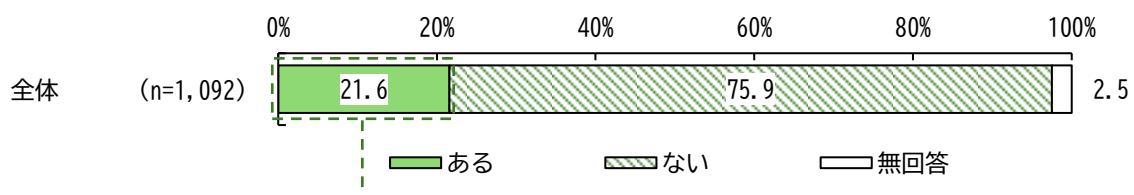
⑬犯罪をした者等が安定した生活を送るために必要なもの（単数回答）

「安定した就労先」の割合が37.1%と最も高く、次いで「支援者によるサポート」の割合が21.3%、「再犯防止活動に関する啓発」の割合が19.1%となっています。



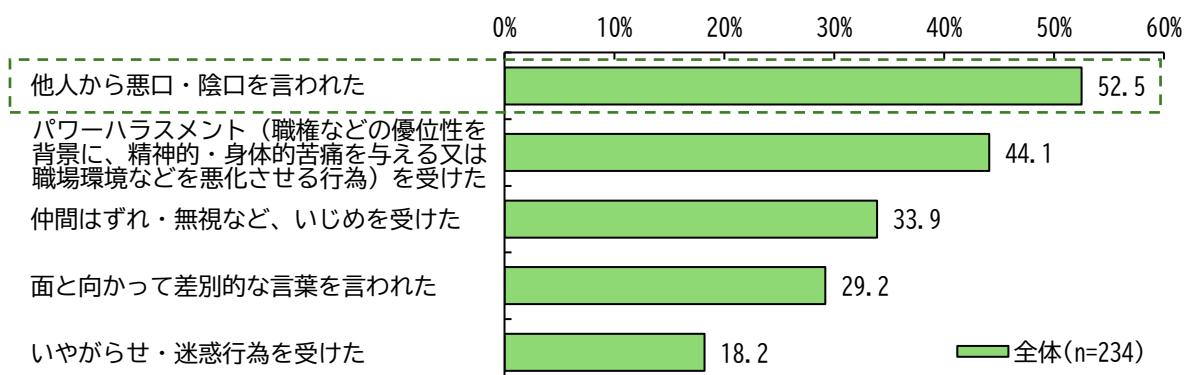
⑭人権が侵害されたと思った経験（単数回答）

「ある」の割合が21.6%、「ない」の割合が75.9%となっています。



⑮人権が侵害されたと思った行為（複数回答）

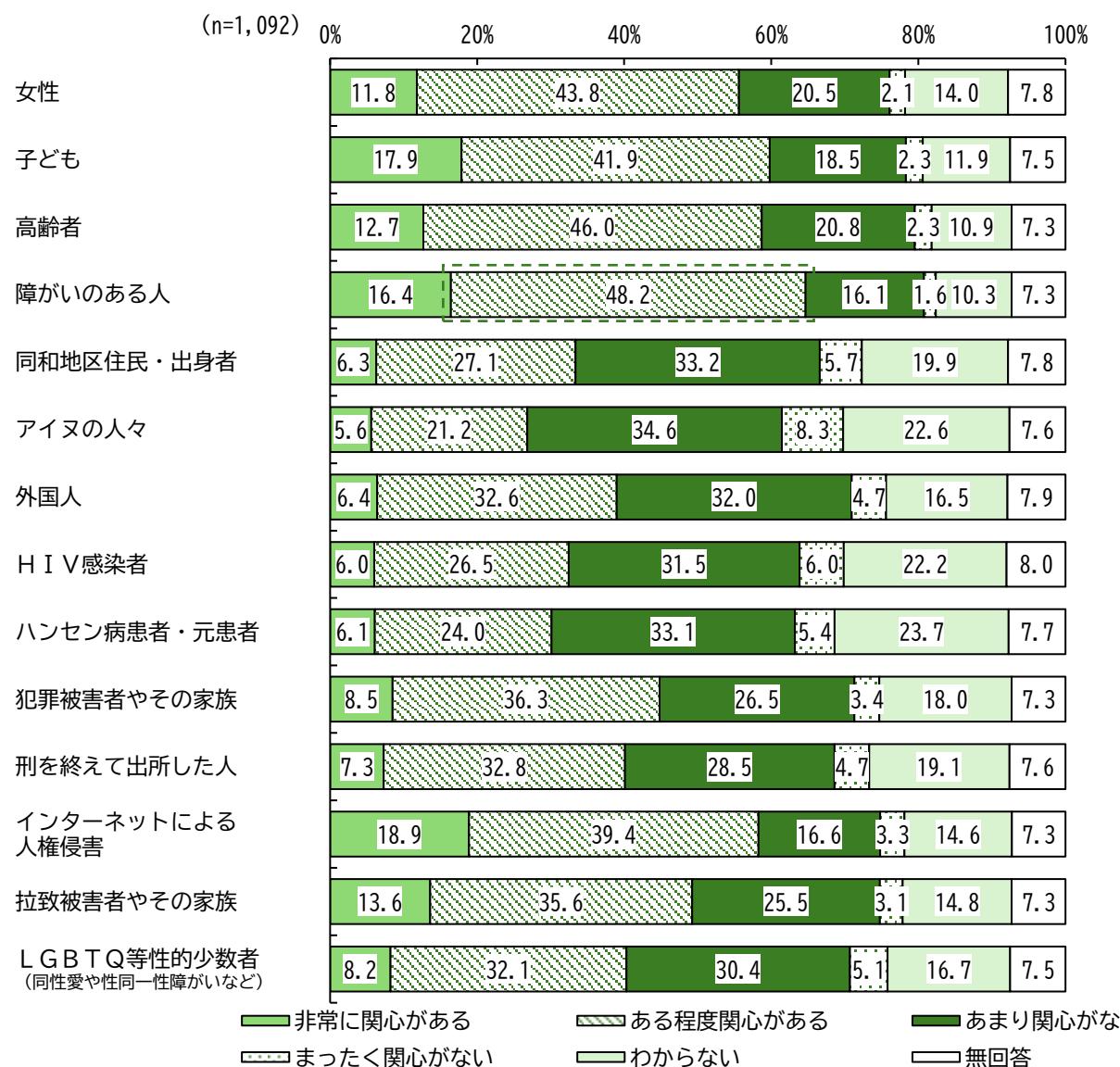
「他人から悪口・陰口を言われた」の割合が52.5%と最も高く、次いで「パワーハラスメント（職権などの優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境などを悪化させる行為）を受けた」の割合が44.1%、「仲間はずれ・無視など、いじめを受けた」の割合が33.9%となっています。



※上位5位までを抜粋

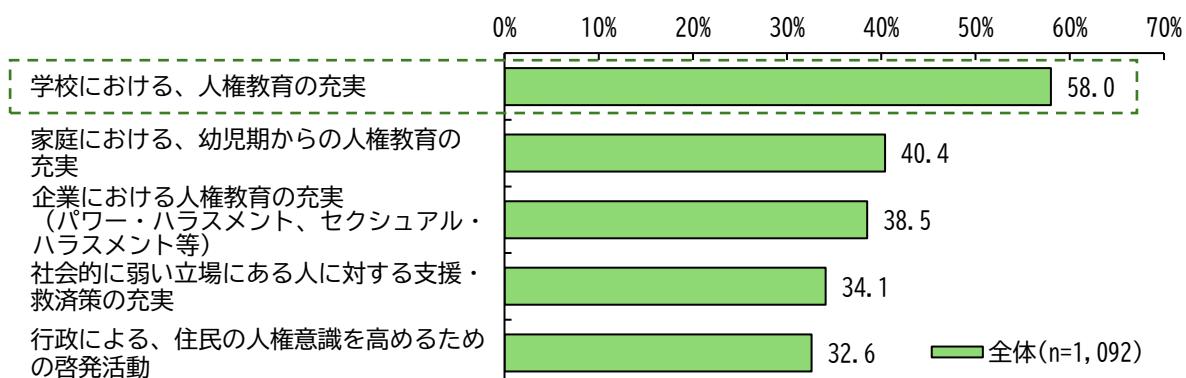
⑯人権問題に関する関心度（各単数回答）

『障がいのある人』で「ある程度関心がある」の割合が高くなっています。



⑯人権が尊重される社会を実現するために必要な取組（複数回答）

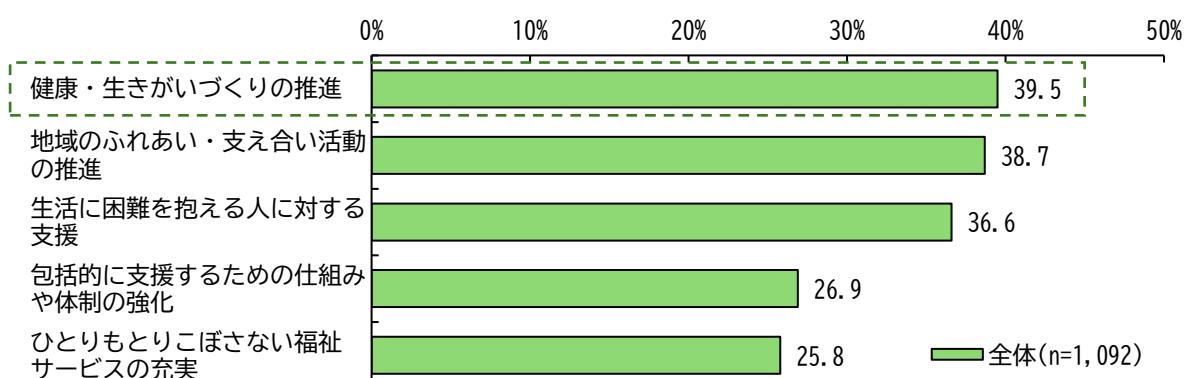
「学校における、人権教育の充実」の割合が58.0%と最も高く、次いで「家庭における、幼児期からの人権教育の充実」の割合が40.4%、「企業における人権教育の充実（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）」の割合が38.5%となっています。



※上位5位までを抜粋

⑰袋井市、袋井市社会福祉協議会が力を入れるべき活動や支援（複数回答）

「健康・生きがいづくりの推進」の割合が39.5%と最も高く、次いで「地域のふれあい・支え合い活動の推進」の割合が38.7%、「生活に困難を抱える人に対する支援」の割合が36.6%となっています。



※上位5位までを抜粋